

第 8 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成29年3月13日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 8 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成29年3月13日（月曜日）

午前9時59分開議
午前11時27分休憩
午前11時32分開議
午後0時42分休憩
午後1時29分開議
午後1時58分閉会

本日の会議に付した事件

議案第33号 平成29年度熊本県一般会計予算

議案第36号 平成29年度熊本県収入証紙特別会計予算

議案第44号 平成29年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

議案第48号 平成29年度熊本県公債管理特別会計予算

議案第53号 熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 包括外部監査契約の締結につ

いて

閉会中の継続審査事件について

報告事項

①創造的復興に向けた重点項目について

②熊本地震の概ね3カ月間の対応に関する検証報告

③熊本地震からの復旧・復興に向けた人員確保について

④川辺川ダム問題について

平成28年度総務常任委員会における取り組みの成果について

出席委員（8人）

委員長 高木 健次

副委員長 緒方 勇二

委員 小杉 直

委員 氷室 雄一郎

委員 荒木 章博

委員 鎌田 聡

委員 小早川 宗弘

委員 河津 修司

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

公室長 坂本 浩

危機管理監 本田 圭

秘書課長 横尾 徹也

広報課長 倉光 麻理子

危機管理防災課長 間宮 将大

知事公室付政策調整監 府高 隆

総務部

部長 池田 敬之

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 大村 裕司
 政策審議監 田中 信行
 総務私学局長 古森 美津代
 人事課長 平井 宏英
 財政課長 竹内 信義
 県政情報文書課長 田原 牧人
 首席審議員
 兼総務事務センター長 下村 弘之
 財産経営課長 満原 裕治
 私学振興課長 塘岡 弘幸
 市町村課長
 兼県央広域本部総務部長 沼川 敦彦
 消防保安課長 松岡 大智
 税務課長 井芹 護利
 企画振興部
 企画振興部長 島崎 征夫
 政策審議監 山本 國雄
 地域・文化振興局長 斉藤 浩幸
 交通政策・情報局長 福島 誠治
 首席審議員兼企画課長 吉田 誠
 地域振興課長
 兼県央広域本部振興部長 小牧 裕明
 文化企画・
 世界遺産推進課長 手島 伸介
 川辺川ダム総合対策課長 吉野 昇治
 交通政策課長 藤井 一恵
 政策監 内田 清之
 情報企画課長 松永 正伸
 情報企画監 島田 政次
 統計調査課長 坂本 富明
 出納局
 会計管理者兼出納局長 出田 貴康
 会計課長 瀬戸 浩一
 管理調達課長 石川 修
 人事委員会事務局
 局長 山口 達人
 総務課長 井上 知行
 公務員課長 西尾 浩明
 監査委員事務局
 局長 高山 寿一郎

首席審議員兼監査監 佐藤 美智子
 監査監 小原 信
 監査監 田原 英介

議会事務局

局長 吉田 勝也
 次長兼総務課長 中島 昭則
 議事課長 中原 敬喜
 政務調査課長 上村 祐司

事務局職員出席者

議事課主幹 甲斐 博
 政務調査課課長補佐 岩永 千夏

午前9時59分開議

○高木健次委員長 ただいまから、第8回総務常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。説明が行われる際は、効率よく進めるため、最初に一度立っていただいた後、説明は着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○池田総務部長 おはようございます。

今回提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

まず、平成29年度当初予算につきましては、復興元年とも位置づけられ、震災後初の当初予算となりますことから、これまで進めてきた財政健全化の取り組みを維持した上で、復旧、復興の歩みをさらに力強く進めるとともに、熊本の将来の発展に向けた礎となる予算を目指したところでございます。

また、昨年12月に策定をいたしました熊本

復旧・復興4カ年戦略に掲げる施策を基本といたしまして、被災者の生活再建と被災地の復興を第一に、熊本の創造的復興をさらに加速させ、将来世代にわたる県民総幸福量の最大化に資する施策を着実に推進するよう編成してございます。

この結果、一般会計当初予算の規模は、当初予算としては県政史上最大の8,857億円となりまして、前年度と比べ1,244億円、率にして16.3%の増となっております。

このほか、熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例などの各種条例案件等につきましても、あわせて御提案申し上げてございます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例案件等につきましては関係課長からそれぞれ御説明申し上げます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○高木健次委員長 次に、財政課長から、今回の当初予算の概要等について説明をお願いします。

○竹内財政課長 財政課でございます。

資料、A4横の総務常任委員会説明資料（平成29年度当初予算）という資料の1ページのほうをお願いいたします。

平成29年度当初予算の概要のほうを御説明させていただきます。

まず、I、予算編成の基本的な考え方についてですが、これは先ほど総務部長から御説明させていただきましたとおりでございます。

震災後初かつ蒲島県政3期目の本格的な当初予算ということで、財政健全化の取り組みを維持した上で、復旧、復興の歩みをさらに強くし、熊本の将来の発展に向けての礎となる予算とすることを目指しております。

次に、II、当初予算の特色でございます

が、3点ございます。

1点目ですが、熊本地震からの復旧、復興の迅速かつ着実な推進でございます。

傷ついた熊本を一日も早く復活させ、これまでの流れを取り戻し、さらなる発展に向けた取り組みを進めるため、本年度、5,323億円計上いたしました地震関連予算に続きまして、来年度につきまして、1,728億円を計上しております。

下の2ページをお願いいたします。

円グラフは、来年度当初予算の熊本地震関連予算を、区分ごと及び財源ごとにそれぞれ整理したものでございます。

続きまして、特色の2点目、熊本復旧・復興4カ年戦略に掲げる4つの創造に向けた取り組みの推進ですが、昨年12月に策定しております4カ年戦略に掲げております4つの創造の実現に向け、スタートダッシュで取り組んでまいります。

そして、将来世代にわたる県民総幸福量の最大化のために、4カ年戦略の計画期間である平成31年度までに創造的復興を最大限実現できるよう、来年度予算は、復興元年予算といたしまして、当初予算額としては過去最大の8,857億円を計上しております。

おめくりいただきまして、3ページのほうをお願いいたします。

特色の3点目、主要財政指標等ですが、(1)の通常県債残高を増加させない予算編成と、(2)財政調整用4基金残高の2つを御説明いたします。

まず、通常県債残高につきましては、通常債の新規発行額を元金償還額以下に抑制し、通常債の減少基調を維持しております。

参考欄記載のとおり、本年度末の通常債残高は約9,100億円と見込まれ、昨年度よりも55億円縮減できる見込みとなっております。

次に、(2)の財政調整用4基金残高ですが、熊本地震対応のために一時的に枯渇したところですが、その後の国におけます3次に

わたる補正予算対応などによりまして、補助制度の創設、補助対象の拡大、補助率のかさ上げ、交付税措置など、さまざまな負担軽減策が実現してきております。

このようなこともございまして、来年度当初予算編成後の4基金残高は、84億円を確保することができております。

下の4ページをお願いいたします。

Ⅲ、当初予算の規模ですが、一般会計当初予算の規模は8,857億円で、前年度に比べ1,244億円の増加となります。これは熊本地震関連事業として1,728億円を計上していることが主な要因となります。

下のグラフのほうでござんいただきますと、地震分を除いた総額が7,129億円と減少しているように見えますところですが、これは、これまで県が負担しておりました熊本市の小中学校の教職員給与、こちらが来年度から全国的に政令市のほうが負担するというようになっておりまして、こういった減に加えて、熊本広域大水害の事業量の減、それから、これまでの財政健全化の取り組み効果によります県債償還額の減などによりまして、合計で大体305億円程度がこういったので減少しております。

こういったのを加味いたしますと、平年並みの予算は確保できているというふうに考えております。

次に、5ページのほうをおめくりください。

下の6ページのほうにかけまして、一般会計のほか、特別会計と企業会計の内訳、今定例会に提案しております内訳を記載しております。これらにつきましては、それぞれ所管の委員会で御審議いただくこととなっております。

おめくりいただきまして、7ページをお願いいたします。

ここから下の8ページまでが、歳入予算の内訳でございます。

1、県税と、2、地方消費税清算金は、国内取引の減少や県内企業の業績予想の下振れ、こういったことから、前年度と比べてそれぞれ減少を見込んでおります。

5の地方交付税ですが、先ほど申し上げましたように、県費負担教職員、熊本市の教職員の部分でございまして、政令市である熊本市に移管されることに伴いまして普通交付税が減少します。これによりまして、前年度と比べて6%減少するというようになっております。

8ページのほうをお願いいたします。

9の国庫支出金、11の寄附金、12の繰入金、14の諸収入及び15の県債、これらにつきましては、それぞれ熊本地震関連事業に充てるための財源となるため、前年度と比べて増加しているところです。

続いて、おめくりいただきまして、9ページのほうをお願いいたします。

こちらと下の10ページ合わせまして、歳入予算の内訳でございます。

1の一般行政経費ですが、5,878億円余を計上しておりますが、前年度と比べて15.3%増加しております。

その内訳ですが、(1)の人件費、こちらが、先ほどからの県費負担教職員の熊本市への移管ということもございまして、減少しております。

一方で、扶助費のほうでございますが、介護給付費の県負担金交付事業の増、それから、3の物件費につきましては、市町村から受託いたします災害廃棄物処理事業の増などにより増加することになっております。

(4)のその他、こちらは、グループ補助金交付までに活用されますつなぎ融資的な中小企業金融総合支援事業、こちらの増により増加しているところでございます。

10ページのほうですが、2の投資的経費でございます。

こちら、熊本地震関連事業に対応するた

め、(2)の災害復旧事業費を中心に、いずれも前年度から増加しております。

3の公債費については、これまで財政健全化を進める中で通常県債の発行等、コントロールしてきたこともございまして、50億円以上縮減できているところでございます。

おめくりいただきまして、11ページをお願いいたします。

地方債の概要でございますが、来年度当初予算におけます起債の限度額などを一覧にまとめております。

以上、ここまでが当初予算の概要でございますが、引き続きまして、来年度当初予算におけます復興基金の概要を12ページで御説明させていただきます。12ページのほうをお願いいたします。

まず、上のほうに横長い枠がございますが、こちらは、昨年9月議会で復興基金の造成について議決いただいております。

上段の基本事業分(特別交付税510億円)、これを原資としているものにつきましては、被災市町村が実施する事業を中心に、県が活用の統一ルールを定め配分することとしております。この部分を活用いたしまして、12月議会から順次予算化させていただいております。

下段の復興応援宝くじの交付金を活用した創意工夫事業分でございますが、こちらは、今後被災市町村と協議しながら決めていくこととしており、来年度当初予算においても、今のところまだ予算化はしていない状況でございます。

続いて、上の右側の枠内、予算化の状況をごらんください。

12月定例会のほうで、県内統一ルール分、250億円プラスアルファという下の段のほうに区分している中に、明朝体で記載しているのが幾つか新とついていないのがございますけれども、こういったものについて議決をいただいております。市町村分22.5億、県分で

3.4億、合わせて約26億円を予算化させていただいております。

それから、その後、さきの2月の先議の際に、市町村分の被災宅地復旧支援事業につきまして、10億円を予算化させていただいたところでございます。

そして、今回、来年度当初予算分といたしまして、③のところになりますが、こちら、下記の丸新と付している、黒字に白抜きで新と付している事業につきまして、市町村分で100億円、県分といたしまして11.3億円、合計で111.3億円につきまして御提案しているところでございます。

これら、今まで申し上げたものを全て合算いたしました活用の総額でございますが、147.3億円と。そのうちの約9割となります。132.5億円、こちらが市町村事業分に充てます。県分につきましては、14.8億円ということになります。

下の枠囲みの左側、ちょっと点線で囲っているところで、上に約250億円プラスアルファと記載している枠内をごらんいただけますでしょうか。

県内の統一ルールを決めまして、記載しておりますように、5つの区分、被災者の生活支援、2番目で、被災宅地の復旧支援、3で、防災・安全対策、4、公共施設等の復旧支援、5、地域コミュニティー施設の復旧支援という区分によりまして、被災者に身近なものにつきましては市町村が、広域的あるいは専門的なものについては県が、ここに記載しておりますとおり、それぞれ分担して取り組んでいるところでございます。

県分の事業につきましては、それぞれ所管する常任委員会において御審議いただくこととなっております。

それから、市町村分の事業につきましては、この後、市町村課の沼川課長のほうから御説明をさせていただきます。

財政課からは以上でございます。御審議の

ほどよろしくお願い申し上げます。

○沼川市町村課長 おはようございます。市町村課でございます。

それでは、引き続き市町村事業について、資料に沿って御説明申し上げます。

13ページのほうをお開きください。

市町村事業は、ただいま御説明ありましたように、12月議会で予算化いただいた事業は全て継続した上で、新たな事業を追加して御提案しており、資料13ページの右上に記載のとおり、トータルで100億円の予算をお願いしております。

以下、左側に枠囲みで新と記載しております、平成29年度当初予算からの追加を御提案している事業を中心に、基本事業の5つの分類に沿って概要を御説明いたします。

まず、基本事業1、被災者の生活支援です。

1つ目の丸、応急仮設住宅維持管理費用支援事業は、応急仮設住宅の維持管理費への支援を行うものです。

その下の丸、応急仮設住宅移転等費用支援事業は、仮設住宅の集約に伴い、被災者の都合によらない転居を強いられる場合の転居費用への支援でございます。

次、14ページのほうに移りまして、1つ目の丸、復興支援ボランティア連携推進事業は、被災者支援を行う災害ボランティアの活動経費を支援するものです。

その下の復興基金対応支援事業につきましては、復興基金の申請や交付手続が円滑に進むよう、市町村の相談窓口の設置に対する費用を支援するものです。

3つ目の臨時託児サービス設置事業につきましては、市町村が開催する住民説明会などへ子育て世代が参加しやすいように、託児サービスを実施する費用への支援を行うものです。

ページをおめくりいただいて、3ページ進

んでいただきまして、17ページをお願いいたします。

基本事業の2、被災宅地の復旧支援でございます。

こちらは、2月補正で予算化いただいている被災宅地復旧支援事業になりますが、公共事業の対象にならない、被災者の方が行う宅地の復旧費用への支援を行うものです。来年度当初予算分から、新たに市町村における相談窓口の設置費用も対象としております。

その下、基本事業の3、防災・安全対策です。

1つ目の丸、生活再建住宅支援事業は、今後の大規模地震に備え、被災した家屋や耐震性が不足している家屋の耐震化を促進するものです。

2月補正で、県事業による耐震診断を予算化させていただいておりますが、これを受けて、市町村事業として耐震改修費用などを支援することとしております。

その下の丸、震災遺構候補の仮保存支援事業は、熊本地震の記憶を風化させないよう、断層などを仮保存する経費に対する支援でございます。

次に、下の18ページに移っていただいて、中ほどからが基本事業の4、公共施設等の復旧支援になります。

こちらは、地域水道施設復旧以下、3事業とも28年度と同様の取り組みを引き続き行う予定でございます。

ページをおめくりいただいて、19ページをお願いいたします。

ここからが、次の基本事業の5、地域コミュニティ施設の復旧支援です。

この2つ目の丸にあります被災文化財等復旧復興基金活用促進事業は、国や県の補助制度がない市町村指定文化財の復旧に係る所有者負担の軽減を図る事業でございます。

市町村が復旧費の2分の1までは補助することとなるように、特交措置のすき間、20%

相当額を交付して、市町村の実質負担をゼロとするようにしております。

次に、下のページ、20ページをお願いいたします。

1つ目の丸、私立博物館等復旧事業は、島田美術館など、私立博物館の復旧支援を行うものでございます。

その下の丸、共同墓地復旧支援事業は、集落等で管理する共同墓地における通路など、共有部分の復旧支援を行うものです。

またおめくりいただきまして、21ページ、最後になりますが、消防団詰所再建支援事業です。

これにつきましては、もう既に今年度から復興基金で取り組んでおりますが、この下の網かけの枠囲みの下にありますように、新たに対象経費として防火水槽や消火栓を追加することとしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○高木健次委員長 次に、各課の説明に入りますが、まず、人事課長から各課共通の職員給与費について説明をお願いした後、関係課長等から職員給与費以外の項目について、順次説明をお願いします。

○平井人事課長 人事課でございます。よろしく願いいたします。

各課からの説明に先立ちまして、今回お願いしております職員給与費につきまして、人事課の例で一括して御説明をいたします。

資料の29ページをお願いいたします。

上段の一般管理費、右の説明欄に、職員給与費の中で(1)①職員給与費39人と書いた欄がございます。こちらは、平成29年度における人事課の職員給与費としまして、39人分の3億6,700万円余を計上しております。平成29年1月1日現在、人事課に在籍しております職員の給与費から、1年間分を積算したも

のでございます。

なお、他の所属の職員給与費におきましては、人事課の本件と同様でございますので、各課からの職員給与費の説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○高木健次委員長 引き続き、担当課長から議案について、順次説明をお願いします。

○府高政策調整監 知事公室付でございます。

説明資料の23ページの下段のほうをごらんください。

計画調査費として1,719万円余を計上しております。

右端の説明欄をごらんください。

内訳といたしまして、庁議の運営費等の県政の総合調整に要する経費といたしまして119万円余、また、知事のトップマネジメントを補佐するため、県政の重要課題に係る必要な調査費等の経費として1,600万円を計上しております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○横尾秘書課長 秘書課でございます。よろしく願いいたします。

資料の24ページをお願いいたします。

一般管理費でございますが、右側の説明欄をごらんください。

庁費といたしまして2,564万円余を計上しております。これは、知事、副知事の活動費など、秘書課の運営費でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○倉光広報課長 広報課でございます。

資料の25ページをお願いいたします。

広報費として2億500万円余を計上してお

ります。

右の説明欄をごらんください。

まず、1の広報事業費の1億9,500万円余は、県の重要な施策等の情報を新聞、広報誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して提供する経費及び首都圏を初めとした県内外に向けて熊本をPRするための経費でございます。

次に、2の広聴事業費の50万円余は、県民の皆さんの県政に関する意見や提言を県政に反映させていく広聴活動に要する経費でございます。

最後に、3の広報諸費の890万円余は、県庁総合案内業務及び広報課の運営などに要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○間宮危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料の26ページをお願いいたします。

1段目、一般管理費として3,500万円余を計上いたしております。

説明欄をごらんください。

2、危機管理対策費ですが、これは、テロ等の国民保護事態を初めとする危機管理体制の強化のための経費でございます。

次に、2段目の防災総務費ですが、5億円余を計上いたしております。

説明欄をごらんください。

2、防災対策費の通常分につきまして、まず(1)地域防災力強化事業でございますが、これは自主防災組織の活動活性化の支援を行う市町村に対する補助等に要する経費でございます。次に、(2)防災対策事業でございますが、これは、防災会議や総合防災訓練に要する経費でございます。(3)防災・震度情報システム管理費でございますが、これは、県で設置している震度計や防災情報ネットワークシステムなど、各種防災システムの維持管

理等に要する経費でございます。

続きまして、地震対応分について御説明いたします。

(4)熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金でございますが、これは、他県から本県へ派遣をしていただく職員の人件費に係る経費でございます。次に、(5)熊本地震検証事業でございますが、これは、今年度、発災からおおむね3カ月間に係る検証を実施しておりますが、引き続き発災後4カ月から1年の対応の検証を行うための経費でございます。

次のページをお願いいたします。

(6)熊本地震震災ミュージアムのあり方検討事業ですが、これは、被害の実情や教訓を後世に伝承するため、有識者会議等により震災ミュージアムのあり方を検討するための経費でございます。次に、(7)熊本地震デジタルアーカイブ事業でございますが、これは、熊本地震に係る文書や写真、映像を保存し、その経験を国民全体で共有するとともに、防災体制の強化につなげるための経費でございます。(8)市町村防災体制強化支援事業でございますが、これは、自主防災組織等と連携した防災訓練の実施ですとか、BCPを策定する市町村を支援するための経費でございます。(9)災害対策体制強化事業でございますが、これは、熊本地震を踏まえた県の地域防災計画の改定や災害待機時の執務環境整備など、本県の災害対策の体制強化を行うために要する経費でございます。

最後に、3、無線管理費でございますが、これは、防災行政無線の維持管理に要する経費ですとか、全国の衛星通信を管理する自治体衛星通信機構への分担金でございます。

なお、予算総額が対前年度で約35億円減少しておりますが、これは防災情報通信基盤整備事業の約28億円と九州広域防災拠点強化整備事業の約8億円が、平成28年度計上予算で完了となるためでございます。

危機管理防災課分は以上でございます。ど

うぞよろしくお願ひいたします。

○平井人事課長 人事課でございます。

29ページをお願いいたします。

上段の一般管理費でございますが、先ほど御説明申し上げました職員給与費も含め、11億1,600万円余を計上しております。その内訳を右の説明欄に記載しております。

(1)の②災害派遣手当でございますが、熊本地震による他都道府県からの自治法派遣職員へ支給する災害派遣手当として、1億5,800万円余を人事課で一括して計上しているものでございます。(2)時間外勤務手当等の5億8,900万円余につきましては、年度途中の災害等により業務量が増加したときに備えまして、時間外勤務手当の一部を人事課で一括して計上しているものでございます。

なお、平成29年度は、復旧・復興業務の本格化で時間外勤務の増加が見込まれるため、前年より2億8,500万円余の増としております。

下段の人事管理費ですけれども、31億4,500万円余を計上しております。

右の説明欄をごらんください。

2の人事管理費ですけれども、7,000万円余を計上しております。

その内訳は、人事課運営経費、外部監査制度運営費など、例年固定的に要する費用につきまして、(1)から(8)まで計上しております。(9)につきましては、他県から応援職員を受け入れるために、その確保のために活動経費として計上させていただいているものでございます。

3の退職手当をごらんください。知事部局の退職手当所要額、30億3,800万円余を計上しております。

4番、職員研修費として、研修に要する経費の3,500万円余を計上しています。

本年度と前年度とを比較した数値が比較の欄に入っておりますが、11億5,800万円余の

減額になっております。これは知事部局の退職者数の減少が見込まれることによる退職手当の減額が主な理由でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○竹内財政課長 財政課でございます。

30ページをお願いいたします。

まず、1段目の一般管理費のうち、右側の説明欄の2の庁費のほうをごらんください。

こちらは、知事部局の職員の赴任旅費、それから熊本地震対応のための他県からの応援職員に係ります赴任・帰任旅費でございます。

次に、2段目の財政管理費、2億4,300万円余でございますが、説明欄1にございます財政管理費、こちらは課の運営費でございます。

2から5まで、こちらにつきましては、財政課が所管します基金に運用利息を積み立てるものでございます。

次に、3段目から4段目及び、1枚おめくりいただきまして、31ページの1段目、こちらにかけまして、県債の元金や利子の償還並びに公債諸費といたしまして、県債発行に要する手数料、こちらの所要額を計上させていただいております。

それから、31ページの2段目、こちらは予備費でございますが、これまでと同様に、2億円を計上しております。

31ページの一番下の段からが、市場公募債と借換債に係る発行と償還等の経理を一般会計と区別して行うために設けております公債管理特別会計でございます。

まず、こちら元金についてでございますが、説明欄1と2にございますように、借換債等に係ります元金の償還に要する経費でございます。

また、3のほうでございますが、全国型満期一括償還の市場公募債の償還財源を積み立てておくためのものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

1段目の利子、これも借換債に係る償還の利子でございます。

最下段の公債諸費につきましては、県債発行に要する手数料、それから金融機関向けの情報提供、IR活動経費というふうに申しておりますが、こちらの経費を計上しております。

それから、32ページの一番下、債務負担行為の設定でございます。

市場公募債のうち、全国的に共同発行するものにつきましては、共同発行する自治体が連帯して債務を負う必要があるということになっております。そのために債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

財政課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田原県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

資料の33ページをお願いいたします。

中段の文書費でございますが、6,000万円余をお願いしております。これは当課が所管しております文書管理、情報公開等の事務費でございます。

次に、下段の諸費でございますが、211万円余をお願いしております。これは東京周辺の大学に通学する本県出身大学生の寮であります有斐学舎の一部助成に要する経費でございます。

34ページをお願いいたします。

大学費でございますが、9億4,900万円余をお願いしております。

主なものは、説明欄(1)熊本県立大学の業務の財源に充てるための運営交付金及び(3)地震対応分でございますが、被災した学生に対する授業料の減免に要する経費でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○下村総務事務センター長 総務事務センターでございます。

説明資料の35ページをお願いいたします。

まず、一般管理費でございます。

右側説明欄の2の庁費をごらんください。

共済組合事業費3,200万円余は、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合への負担金などでございます。

次に、中段の人事管理費でございますが、全体で5億2,800万円余をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の人事管理費のうち(1)の総務事務センター運営費は、庶務事務の集中処理に係る嘱託等の人件費及び事務費、(2)の庶務事務システム等運用費は、システムの保守管理、機器リースなどに要する経費でございます。

また、2の職員福利厚生費は、県職員の福利厚生全般に係る経費でございます。また、(1)の職員の健康管理費等は、職員の健康診断や人間ドックなどに要する経費で、(2)の職員住宅管理費は、職員住宅の維持管理に要する経費でございます。

3の児童手当は、職員に対する児童手当の支給に要する経費でございます。

次に、下段の恩給及び退職年金費でございますが、元職員の遺族に対する扶助料の支給に要する経費として3,200万円余をお願いしております。

総務事務センターは以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

説明資料の36ページをお願いいたします。

2段目の財産管理費でございます。17億5,000万円余を計上しております。

右の説明欄をごらんください。

まず、1の財産管理費としまして、3億

1,900万円余を計上いたしております。

通常分のうち(1)の財産管理費は、庁舎等の県有施設の火災共済に係る共済掛金等でございます。(2)の市町村交付金は、職員住宅貸付財産等が所在する市町村に支払う固定資産税にかわる交付金でございます。

地震対応分の派遣職員宿舍借上費は、熊本地震に係る他の都道府県から派遣されます職員の受け入れに伴う宿舍借りに要する経費でございます。

次に、2の財産管理処分費700万円余は、普通財産の売却のための不動産鑑定料や境界測量等の委託費、除草等の維持管理に要する経費です。

次に、3の庁舎等管理費12億7,600万円余のうち(1)、(2)は、庁舎の維持管理に係る基本的な経費でございます。(3)の県庁舎等LED導入事業7,400万円余は、水銀を使用しない社会の実現に取り組む本県が、率先行動の一つとして行う県有施設へのLED照明の導入に要する経費でございます。(4)の電話管理費、自動車管理費は、県庁舎の電話設備の賃借料、公用車の管理経費でございます。

37ページをお願いいたします。

庁舎管理費の続きでございます。(5)、(6)は、いずれも出先機関の庁舎管理に要するものでございます。

次に、4の財産利活用推進費でございます。

通常分の(1)県有財産利活用推進事業ですが、県有財産につきましては、経営戦略的視点で管理を行い、財産の効率的な活用や施設の長寿命化を推進する、いわゆるファシリテーターマネジメントに取り組んでおりますが、計上しております500万円余につきましては、この取り組みを進める経費でございます。(2)のFM推進県有施設集約化事業1億3,200万円余は、庁舎等へ保健所機能の移転工事等々を行うために要する経費でございます。

地震対応分のFM推進県有施設集約化事業900万円余は、阿蘇総合庁舎等へ移転します犬抑留所、それから書庫などの工事の設計委託に要する経費です。

次に、下段の総務施設災害復旧費で5,800万円余をお願いしております。

説明欄をごらんください。

熊本地震により被災した総合庁舎等の復旧に要する経費でございます。

次に、38ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

これは、県庁本館・新館の空調関係、電力関係等、適正な管理を行うために、29年度、30年度の2カ年で更新するもので、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

財産経営課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○塘岡私学振興課長 私学振興課です。

説明資料の39ページをお願いいたします。

下段の私学振興費ですが、132億6,700万円余を計上しています。

右の説明欄をごらんください。主なものを説明いたします。

4の私学振興助成費です。(1)の私立学校等経常費助成費補助は、私立学校の教育条件の維持向上等のために、私立幼稚園、中学、高校に経常的経費の助成を行うものです。

(2)の私立高等学校等就学支援金事業は、私立高校生等の授業料負担を軽減するため、全額国庫により就学支援金を支給するものです。(3)私立高等学校授業料等減免補助は、経済的理由により就学が困難な生徒に対し、就学支援金分を除いた残りの授業料等について減免を行う私立学校等に対して助成を行うものです。

次のページをお願いいたします。

(4)奨学のための給付金事業は、低所得者の授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金を給付するものです。(5)私立幼稚園

特別支援教育経費補助は、障害児を受け入れて特別支援教育を行う私立幼稚園等に対して助成を行うものです。1つ飛びまして、(7)私立学校施設安全ストック形成促進事業は、私立学校施設の耐震診断、耐震補強、改築工事や非構造部材の点検工事、アスベスト関連の調査に要する経費に対し、私立学校に助成を行うものです。(8)熊本時習館構想関連事業ですが、②熊本時習館海外チャレンジ推進事業は、グローバル人材の育成のため、海外大学進学や海外高校留学を総合的に支援する事業で、海外チャレンジ塾の実施等に要する経費です。(9)の私立中学校就学支援事業は新規事業です。私立中学校の授業料負担を軽減するため、低所得者世帯の生徒に対し、全額国庫で年額10万円を助成するものです。(10)の認定こども園等への支援事業も新規事業です。次の41ページにかけまして、3つの小事業がありますが、これらは、幼児教育の環境整備の充実を図るため、認定こども園等におけるフェンス等の防犯対策整備や事務負担軽減に要する経費に助成を行うものです。なお、いずれの事業も県費の負担はありません。

41ページをお願いいたします。

地震対応分ですが、(1)被災生徒授業料等減免補助事業は、熊本地震で被災し、就学が困難となった幼児、生徒の授業料等の減免を行う私立学校に対し、平成28年度に引き続き、当該減免相当額の助成を行うものです。(2)被災幼児就園支援事業ですが、こちらは、熊本地震で被災し、就園支援が必要となった私立幼稚園児に対し、市町村が幼稚園就園奨励事業を実施した場合に要する経費について助成するものです。平成28年度に引き続き、全額国庫で賄われます。

最後に、教育施設災害復旧費ですが、8億6,600万円余を計上しております。

右の説明欄、下段をごらんください。

私立学校施設災害復旧事業です。これは、

熊本地震により被災した私立学校が、施設の復旧を行う場合に要する経費について、私立学校へ助成を行うものですが、建設資材や技術者不足等の影響で災害復旧工事の着手時期が平成29年度にずれ込むものについて、平成29年度の予算に計上するなどしたものです。

以上、私学振興課は、総額141億3,400万円余、前年度比で19億4,900万円余の増を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○沼川市町村課長 市町村課でございます。

資料の42ページをお願いいたします。

当初予算、主なものを御説明申し上げます。

まず、1段目の地域振興局費です。1億3,900万円余を計上しております。

説明欄をお願いいたします。

まず、(1)広域本部・地域振興局管理運営費は、それぞれの業務運営に要する経費でございます。(2)広域本部・地域振興局政策調整事業1億2,000万円は、広域本部、地域振興局における政策企画等に要する経費でございます。

これは、例年は7,000万円を計上しておりますが、来年度は、熊本地震への復旧、復興に向けて、地域振興局等が迅速に対応できるよう、別枠で5,000万円を増額して要求させていただきます。

次に、同じページの一番下の自治振興費でございます。

トータルで113億2,200万円余を計上しております。対前年で約10億円増につきましては、先ほど御説明した復興基金によるものでございます。

内容は、説明欄をお願いいたします。

まず、通常分です。

(2)権限移譲事務市町村等交付金1億2,500万円余は、県から市町村に権限移譲している事務処理に要する経費に対する交付金でござ

います。(3)市町村自治宝くじ交付金10億1,000万円余は、市町村振興宝くじ収益金に係る熊本県市町村振興協会への交付金でございます。(4)住民基本台帳ネットワークシステム推進事業1億400万円余は、システムの維持、運営に必要な負担金や保守管理等に要する経費になります。

おめくりいただきまして、資料の43ページをお願いいたします。

(7)、一番上のところになります。地方創生広域連携支援事業2,000万円につきましては、広域連携推進のために市町村等が行う事業に対する交付金になります。1つ飛ばしまして、(9)全国市町村長サミット、これは単年度の新規事業になります。来年度、総務省との共催によりまして、熊本で開催するための経費として190万円余の予算化をお願いしております。

次に、地震対応分になります。

(10)平成28年熊本地震復興基金交付金100億円につきましては、先ほど活用事業について御説明いたしましたので、内容について割愛いたします。次の新規事業、(11)熊本地震被災市町村支援事業690万円余につきましては、被災市町村の復旧、復興に向けた、主に人材確保等を含む取り組みの支援に要する経費でございます。

次の段から44ページにかけましては、選挙関係の予算でございます。

一つ一つの説明は割愛させていただきますが、いずれも事務費の節減、あるいは44ページの参議院選以降は、選挙予定がないことから、選挙費の皆減をしております。

45ページをお願いいたします。

ここは、左上にありますように、市町村振興資金貸付事業特別会計になります。

上段の市町村振興資金貸付金につきましては、2億円余を計上しております。貸付金と、それに伴う事務費でございます。

次に、下段の一般会計繰出金1億8,300万

円余につきましては、広域本部・地域振興局政策調整事業を初めとする広域行政に資する事業等の財源として、一般会計に繰り出すものでございます。

以上によりまして、最終行の一番左に記載のとおり、今回の当初予算は、一般会計、特別会計合わせまして137億9,500万円余を計上いたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○松岡消防保安課長 消防保安課でございます。

資料の46ページをお願いいたします。

まず、上段の防災総務費に3億6,100万円余を計上いたしております。

右、説明欄をお願いいたします。

主なものとして、防災消防ヘリコプターの管理運営費で、防災消防ヘリ「ひばり」の運航及び防災消防航空センターの維持管理等に要する経費でございます。

なお、防災総務費につきましては、前年度に比べまして大幅に予算額が減となっておりますが、防災消防ヘリの更新経費を昨年度は計上していた関係で、このように大幅な減となっているところでございます。

次に、下段の消防指導費、2億円余を計上しておりますが、主なものとしましては、説明欄の2、消防費(4)消防広域化推進事業4,300万円余でございますが、これにつきましては、消防広域化を行った自治体に対する広域消防体制強化支援交付金でございます。29年度は、熊本市、益城町に交付をするものでございます。

また、4、消防学校費6,600万円余につきましては、消防学校の管理、運営、それから、各消防本部から派遣されております教官の人件費等に係る経費でございます。

次に、47ページをお願いいたします。

上段、火薬ガス等取締費4,300万円余で

ございますが、火薬類、高圧ガス、LPガス等に対する許認可等、産業保安に要する事務的経費でございます。

次に、下段の総務施設災害復旧費3,400万円余につきましては、熊本地震によって損傷いたしました消防学校施設の建てかえによる災害復旧を行うために必要な経費を計上するものでございます。

以上から、最下段でございますが、平成29年度の消防保安課の当初予算額は6億4,000万円余となっております。

続きまして、48ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございますが、先ほど御説明申し上げました消防学校の災害復旧費につきまして、建てかえ工事費を29年度から30年度までの2カ年事業として実施することから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

消防保安課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○井芹税務課長 税務課でございます。よろしくお願いたします。

資料の49ページをお願いいたします。

上段の税務総務費でございますが、26億4,300万円余を計上しております。

説明欄をごらんください。

主なものとしまして、3の納税奨励費は、軽油引取税の特別徴収義務者への事務取扱交付金など、また、6の県税事務オンラインシステム維持管理費は、税制改正に関するシステム改修を初めとする県税システムの運用、改修などに要する経費、7のふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、本県への寄附金を基金に積み立てるための積立金でございます。

下段の賦課徴収費には、38億1,950万円を計上しております。

説明欄2の公金取扱費は、個人県民税を賦

課徴収する市町村と地方消費税を徴収する国に対する徴収取扱費、また、3の県税過誤納還付金は、法人事業税などに係る過誤納還付金でございます。

次に、資料の50ページをお願いいたします。

上段のゴルフ場利用税交付金から最下段の所得割交付金につきましては、市町村への交付金並びに他の都道府県への清算金でございます。これらは、県に納付されたそれぞれの税金をもとに、地方税法等に規定する計算方法で算定した額を市町村等に交付するものでございます。

表の中段付近の地方消費税清算金273億6,200万円余は、各都道府県間で地方消費税の清算を行う際の本県から各都道府県へ払出す金額でございます。

次に、その下の地方消費税交付金315億8,900万円余は、各都道府県で清算した後の額の2分の1を、県内市町村に対し、それぞれの人口と従業者数で案分して交付するものでございます。

最下段の所得割交付金114億8,900万円余は、右側の説明欄に概要を記載しておりますが、ことし4月から、県費負担教職員の給与負担等の事務が県から政令指定都市へ移譲されるに伴い、その財源として、改正地方税法に基づき、個人県民税、所得割収入額のうち、税率2%相当額を政令指定都市の熊本市に交付する交付金でございます。

税務課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○吉田企画課長 企画課でございます。

説明資料の52ページをごらんください。

まず、諸費で3億5,000万円余をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

主なものとしましては、東京事務所の管理、運営などに要する経費でございます。

次に、計画調査費で2億900万円余をお願いしております。

説明欄をごらんください。

1の開発促進費に3,200万円余を計上しております。主なものといたしましては、全国知事会などへの負担金等でございます。

次に、2の企画推進費に1億5,600万円余を計上しております。

主なものといたしましては、地震対応分として、(1)のふるさと投資応援事業は、周知、普及に係るセミナー等の開催や被災中小企業者の事業計画作成支援等に要する経費でございます。(2)の次世代ベンチャー創出支援事業は、コンソーシアムに対する負担金及び創業初期のベンチャー支援に要する経費でございます。(3)の熊本地震企画推進費は、熊本地震からの復旧、復興に係る国への要望活動や情報収集、復旧、復興に係る効果検証や調査、分析等に要する経費でございます。(4)のくまもと版DMO推進事業は、観光地域づくりを広域的に担う株式会社くまもとDMCの取り組みに対する助成等に要する経費でございます。

通常分といたしましては、「熊本版」官民協働海外留学支援事業、こちらにつきましては、熊本での就職を希望する大学生等に対する海外留学奨学金の支給等に要する経費でございます。

最後に、3の世界チャレンジ支援基金積立金として2,100万円を計上しております。このうち1,300万円は、民間からの寄附を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○小牧地域振興課長 地域振興課でございます。

資料53ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、7億4,000万円余をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

まず、1の開発促進費1億9,000万円余の主な事業について御説明いたします。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業につきましては、水俣・芦北地域において、環境負荷を低減しながら、地域経済、産業基盤の強化を図る取り組み等への支援に要する経費でございます。

次に、2の企画推進費5億800万円余の主な事業でございますが、(1)地域づくりチャレンジ推進事業につきましては、住民等による自主的な地域づくり及び複数市町村等が連携した取り組みに対する助成でございます。なお、うち6,000万円は地震対応分でございます。(2)阿蘇草原再生事業につきましては、草原再生の支え手拡大及び野焼き放棄地の野焼き再開支援等、阿蘇草原再生の取り組みに要する経費でございます。(3)スポーツによる地域活性化事業につきましては、ロシア熊本等のプロスポーツチームを核とした復興活動及び地域づくりに対する支援に要する経費でございます。なお、うち230万円は地震対応分でございます。

続いて、地震対応分でございますが、立野地区地域再生等支援事業につきましては、南阿蘇村立野地区コミュニティー再生に係る将来像の策定等に要する経費でございます。

次に、3の特定地域振興対策費200万円余は、過疎や離島など、特定地域の振興対策に要する経費でございます。

4の土地利用対策費3,900万円余は、地価調査や土地取引の届け出審査等に要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○手島文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

資料の54ページをお願いいたします。

計画調査費について、8億2,800万円余を

お願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

まず、1の文化企画推進費として1億5,900万円余をお願いしております。

主なものとしましては、(1)の世界文化遺産登録推進事業、これは、世界文化遺産に登録されました万田坑、三角西港の保存活用や、平成30年の登録を目指す崎津集落を含む潜伏キリシタン遺産、それから阿蘇の登録推進に要する経費でございます。(2)のレジデンスfor阿蘇世界文化遺産は、海外の芸術家を阿蘇に招聘し、創作活動を通して世界遺産を目指す阿蘇の魅力を世界に向けて発信する事業に要する経費でございます。1つ飛ばしまして、(4)の「くまもと手仕事ごよみ」推進事業は、熊本の手仕事の伝統を、暦と結びつけて後世に継承する取り組みに要する経費でございます。(5)の博物館ネットワーク推進事業は、熊本県総合博物館ネットワーク構想に基づく活動に要する経費でございます。(6)のくまもと文化魅力発信事業は、加藤、細川を初めとする歴史、文化の魅力の発信に要する経費でございます。

次に、2の県立劇場費として6億6,900万円余をお願いしております。

(1)の県立劇場施設整備費は、県立劇場演劇ホール舞台つり物機構改修工事等に要する経費でございます。(2)の県立劇場管理運営事業は、平成29年度の県立劇場の指定管理者委託及び地震対応分として、心の復興を支援するアートキャラバンくまもとに要する経費でございます。

次に、55ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございますが、県立劇場施設改修事業として、平成30年度に限度額5億700万円余の設定をお願いしております。

これは、さきに御説明いたしました、県立劇場演劇ホール舞台つり物機構改修工事につきまして、年度をまたいだ工期となります

ことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、博物館ネットワークセンターサテライト事業として、平成30年度に限度額9,800万円の設定をお願いしております。

これは、現在改修中でございます熊本県立博物館の一部スペースに、博物館ネットワークセンターが所蔵します資料等の展示を行うに当たり、必要な専用展示ケース等の整備を行うための経費でございます。

なお、平成29年度に同様の設定をさせていただいたところでございますが、熊本地震の影響で熊本県立博物館のリニューアルオープンが1年繰り延べられたことに伴い、改めて債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

資料の56ページをお願いいたします。

計画調査費で10億5,900万円余をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

まず、1の川辺川総合対策費です。

(1)の川辺川ダム総合対策事業は、川辺川ダム問題の諸課題に対応する経費でございます。(2)の五木村振興交付金交付事業は、ふるさと五木村づくり計画及び五木村生活再建基盤整備計画を実施する村に対して助成するもので、村からの要望に基づきまして5億7,800万円余を計上しております。(3)の五木村振興道路整備(受託)事業は、村道整備を県が受託し施行するもので、1億1,600万円余を計上しております。(4)の球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金は、球磨川流域市町村が取り組む防災・減災ソフト対策に対しまして助成するものですが、市町村からの要望に基づきまして1億5,700万円余を計上

しております。

2の五木村振興基金積立金は、運用利息のみ、3の球磨川水系防災減災基金積立金は、元金2億円と運用利息をそれぞれ計上しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井交通政策課長 交通政策課でございます。

資料の57ページをお願いいたします。

計画調査費、14億8,000万円余を計上しております。

説明欄をごらんください。

まず、1の交通整備促進費でございますが、通常分の主なものとして、(1)の肥薩おれんじ鉄道関連事業につきましては、地元の通勤、通学等を支えている肥薩おれんじ鉄道を安定的に運行させるため、沿線市町や鹿児島県と連携して行う鉄道基盤の整備、維持に要する経費や肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会への負担金などとして、2億9,900万円余を計上しております。(2)の地域交通企画調整事業につきましては、地域住民の方々の生活交通の維持、活性化のため、地方バスや航路等の支援に要する経費及び御所浦航路の定期船利用者の移動負担に対する助成など、また空港ライナーを運営する協議会への負担金などとして、4億7,400万円余を計上しております。(3)広域交通網形成促進事業は、3県架橋に係る長崎、鹿児島両県と共同で行う調査に要する経費など、430万円余を計上しております。

また、地震対応分の主なものとしまして、応急仮設住宅益城テクノ団地の入居者を対象とした益城町中心部とを結ぶ路線バス利用運賃の助成等に要する経費として、1,800万円余を計上しております。

次に、2の空港整備促進費でございますが、通常分の主なものとして、(1)の阿蘇く

まもと空港拠点性向上対策事業につきましては、国際線の路線振興の推進及び震災で運休中の路線再開に向けた国際線振興協議会への負担金、阿蘇くまもと空港直轄事業負担金などとして、4億4,100万円余を計上しております。(2)の地域航空推進事業につきましては、天草地域の活力維持・向上に重要な役割を担っております天草エアラインの安全かつ安定した運航のため、地元市町と連携して行う機材整備に要する経費や天草空港利用促進協議会への負担金などについて、2億500万円余を計上しております。

また、地震対応分として、阿蘇くまもと空港のコンセッション導入による創造的復興に向け、国が策定するスキームに対する県の考え方を整理するための調査、検討及び民間事業者等に対するセミナー開催などの推進に要する経費として、3,600万円余を計上しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。

説明資料の58ページをお願いいたします。

人事管理費でございますが、5億5,600万円余をお願いしております。

主な内訳といたしまして、(1)の電子計算管理運営事業につきましては、ホストコンピュータシステムの管理、運営に要する経費でございます。(2)の庁内情報基盤管理運営事業と(3)の電子県庁構築事業につきましては、パソコン調達及び各種情報システムの管理、運営等に要する経費でございます。(4)の電子自治体推進事業と(5)の汎用型GIS構築事業は、県と市町村が共同で運用しております電子申請受付システム及び汎用型地理情報システムの運営に要する経費でございます。

次に、計画調査費でございますが、3億

8,500万円余をお願いしております。

主な内訳といたしまして、(1)の熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業につきましては、本県の総合行政ネットワークの管理、運営及び県庁と各地域振興局とをつなぐ通信回線の借り上げに要する経費でございます。(2)の情報通信格差是正事業費補助につきましては、市町村が実施します携帯電話基地局整備に要する国庫補助金でございます。(3)の社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業につきましては、マイナンバー制度に係るシステム運用等に要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本統計調査課長 統計調査課でございます。

資料の59ページをお願いいたします。

2段目の委託統計費ですが、1億6,200万円余をお願いしております。これは、国から委託を受けて実施いたします統計調査に係る経費でございます。説明欄に記載しておりますように、全部で16の調査の経費でございます。

次に、3段目の単県統計費ですが、200万円余をお願いしております。これは県が行う統計調査や統計資料の作成等に係る経費でございます。内訳は説明欄のとおりでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○瀬戸会計課長 会計課でございます。

資料の61ページをお願いいたします。

まず、2段目の会計管理費につきまして、1億4,000万円余を計上しております。

主な事業といたしましては、説明欄の(2)にございます、総合財務会計システム管理費、1億2,150万円余でございます。

会計管理費につきましては、前年度に比べまして1億1,000万円余減額しておりますが、これは主に公会計対応分の改修終了によります総合財務会計システムの改修経費の減によるものでございます。

3段目の利子につきましては、前年度と同額の1,000万円を計上しております。これは歳計現金が不足したときに行います一時借入れの支払い利息でございます。

続きまして、下段の熊本県収入証紙特別会計をお願いいたします。

一般会計繰出金につきまして、前年度と同額の30億円を計上しております。

収入証紙特別会計につきましては、収入証紙で納付されます手数料等の収入を会計課のほうで一元的に管理いたしまして、関係課で受け付けました各種許認可等の申請実績に応じまして一般会計に繰り出すものでございます。

会計課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○石川管理調達課長 管理調達課でございます。

説明資料の62ページをお願いいたします。

2段目の会計管理費につきまして、4,100万円余を計上しております。

右の説明欄をお願いいたします。

(1)の管理調達事務費でございますが、1,900万円余をお願いしております。これは、物品の調達、管理、処分並びに業務委託契約の指導など、課の運営に要する経費でございます。続きまして、(2)の電子入札システム管理運営事業費としまして2,100万円余を計上させていただいておりますが、これは県と市町村で共同運用をしております電子入札システムの運営に要する経費でございます。

続きまして、資料をおめくりいただきまして、63ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

各所属が行います業務委託のうち、全庁的に共通するものにつきましては、管理調達課で一括して計上させていただいております。

今定例会では、平成29年度から複数年度にわたって契約を行う必要があるものにつきまして、平成30年度以降の予算の裏づけが必要となりますことから、今回、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

まず、上段の県有施設等管理業務でございますが、これは家畜保健衛生所など3カ所の庁舎警備委託分としまして、右側限度額欄の一番上になりますが、500万円余の設定をお願いするものでございます。

同様に、中段の情報処理関連業務につきましては、県税システムなど8件のシステム運用管理委託分といたしまして6,100万円余を、最後に、下段の事務機器等賃借につきましては、職員用のパソコンなど73件の機材リース分といたしまして、18億5,700万円余の債務負担行為の設定をそれぞれお願いしているものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上人事委員会事務局総務課長 人事委員会事務局でございます。

資料の65ページをお願いいたします。

まず、上段の委員会費646万円余につきましては、人事委員会委員3人の報酬及び人事委員会の運営に要する経費でございます。

次に、下段の事務局費につきましては、1億4,600万円余をお願いいたしております。

説明欄2の運営費2,400万円余につきましては、県職員等の採用試験の実施に要する経費及び公平審査事務、給与制度等の調査研究に要する経費のほか、「県庁のしごと」魅力発信事業費につきましては、県職員として有為な人材を獲得するために実施する広報活動等に要する経費でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○佐藤監査委員事務局監査監 監査委員事務局でございます。

説明資料の66ページをお願いします。

上段の委員費2,000万円余につきましては、監査委員4名の報酬及び旅費など、委員監査に要する経費でございます。

下段の事務局費ですが、説明欄に記載しております2の運営費850万円余につきましては、事務局職員の旅費など、監査に要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中島議会事務局次長 議会事務局でございます。

説明資料の67ページをお願いいたします。

まず、上段の議会費でございますが、9億5,406万円余を計上いたしております。これは説明欄記載のとおりでございますが、議員報酬、定例会、委員会の費用弁償、政務活動費等の経費でございます。

次に、下段の事務局費でございますが、8億6,404万円余を計上いたしております。これは、本会議、委員会の運営に係る経費、議会棟外部改修工事の工事費等及び議会棟別館・議場内部改修工事の工事費等でございます。

議会棟改修につきましては、平成32年度までの計画で議会棟の長寿命化を図る予定としておりまして、建物の外部及び内部の改修工事を実施するものです。

以上、議会事務局といたしまして、合計で18億1,810万円余をお願いしております。

次に、資料の68ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

債務負担行為につきましては、県議会棟改

修事業について計上しております、1億9,983万円余をお願いいたしております。

これは、先ほど御説明いたしました、議会棟別館・議場内部改修工事に伴います債務負担行為の設定でございます、平成29年度から平成30年度の2カ年施工を予定しているもののうち、平成30年度分に係る工事費等でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平井人事課長 人事課でございます。

資料変わりました、A4縦の総務常任委員会説明資料(条例等関係)をお願いいたします。

1ページをお開きください。

熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

説明は資料の7ページをお願いいたします。こちらのページの概要で御説明いたします。

1、条例改正の趣旨ですけれども、地方公務員の育児休業等に関する法律などの一部改正に伴いまして、国家公務員の例に準じて関係条例の規定を整備するものでございます。

2、主な条例の内容をごらんください。

今回改正を行います条例は、(1)から(6)までの6条例でございます。内容を一つ一つ御説明して参ります。

まず、(1)熊本県職員等の育児休業等に関する条例につきましては、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するものでございます。これは、里親を委託されている職員などが、育児休業を取得できるようになるものでございます。

次に、(2)熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、3点ございます。1点目は、介護を行う職員の時間外勤務の免除を定めるものでございます。2点目は、新た

な休暇制度として、1日につき2時間を上限に介護時間を新設するものです。これは無給になりますけれども、例えばデイサービスの送り迎えの時間帯に利用するなどといったことが考えられます。3点目は、介護休暇の取得期間、回数の要件緩和を行うものです。現在は、連続する1つの期間について休暇が認められておりますけれども、これを最大3回に分けて取得できるとするものでございます。

(3)熊本県市町村立学校職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例につきましては、上記の(2)の内容、(4)から(6)の各条例につきましては、同じく(1)及び(2)の内容と同様の規定をそれぞれ整備するものでございます。

施行期日は、公布の日を施行日としております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例の一部改正でございます。

右側9ページをお願いいたします。

条例改正の趣旨ですけれども、まず配偶者同行休業とは、配偶者が外国で勤務等を行う場合、配偶者と生活をともにするために認められる休業のことです。

この延長に関しまして、今般、国家公務員における制度が見直されたことから、本県においても同じく見直すこととし、条例の整備をするものでございます。

2の主な改正の内容ですが、これまでは配偶者同行休業期間の延長回数は1回限りとされておりました。今回、条例で定める特別の事情がある場合ということで、申請時に延長が確定していなかったものについて、2回目の延長ができるように改正するものでございます。

施行期日は、29年4月1日としております。

続きまして、10ページをお願いいたしま

す。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

11ページの概要をごらんください。

まず、条例改正の趣旨ですけれども、熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村に移譲することに伴い、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容ですが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律、これに基づきます支給認定の申請に関しまして、審査等に関する事務の一部を市町村に移譲するものでございます。

これによりまして、市町村においては、マイナンバーによる取得情報等の連携が可能となりまして、申請の処理が円滑に行われることとなります。

3番の施行期日ですけれども、事務引き継ぎ等に要する時間を考慮し、29年7月1日としております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定でございます。

説明は28ページの概要をお願いいたします。

1の条例改正の趣旨でございますが、昨年10月の人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の扶養手当の見直し等を行うため、給与関係条例の規定の整備を行うものでございます。

2、改正する条例でございますが、(1)から(8)までの関係する条例8本を一括して改正するものでございます。

3の主な改正内容をごらんください。

(1)の扶養手当の見直しに伴う関係規定の整備でございます。

見直しの趣旨ですけれども、国家公務員同

様の扶養手当の見直しを行うものとなります。具体的な改正内容につきましては、表に記載しております。

表の左端、配偶者、子、父母等と区別が書いてございます。現行の金額を一番左から2列目、改定後の金額を一番列の右端です。32年以降と書いたところに書かせていただいております。

最終的に、配偶者の額を現行の1万3,000円から6,500円に引き下げる一方で、子の額を現行の6,500円から1万円に引き上げるという内容でございます。

また、表の下に米印で書いておりますが、平成32年度以降は、部長級及び次長級の職員について、配偶者及び父母等の手当額をさらに引き下げることとしております。

表の中ほど、平成29年、平成30年、31年の各経過措置期間における金額を記載しております。

次に、(2)の人事評価期間の変更に伴う関係規定の整備をごらんください。

アにつきましては、技能労務職員等につきまして、従来、12月から5月あるいは6月から11月であった勤勉手当の評価期間を、10月から3月と4月から9月へと変更を行います。これに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

イは、人事評価期間、これが従来1月から12月でございましたが、これを10月から9月へ変更することに伴い、育児休業等から復帰した職員の昇給について、所要の規定整備を行うものでございます。

いずれも、国家公務員において措置されている内容と同様でございます。

施行期日は、(1)の扶養手当の見直しにつきましては、人事委員会勧告を踏まえ、平成29年4月1日から施行いたします。(2)の人事評価の給与範囲に伴う関係規定の整備につきましては、公布日から施行することとしております。

人事課は以上でございます。

○竹内財政課長 財政課でございます。

資料の29ページをお願いいたします。

議案第57号熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

ここから34ページにかけまして、改正文等載せておりますが、説明のほうは、ずっとおめくりいただきまして、35ページ、条例案の概要のほうでさせていただきます。

35ページ、まず、1の条例改正の趣旨でございます。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、これが本年4月に施行されることなどを受けまして、規定を整備するものでございます。

次に、2の主な改正内容についてですが、まず(1)の新たに手数料を設けるもの、こちらにつきましては、括弧なしのアの建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴いますものと、括弧がないイのその他の2つになっております。

まず、アのほうでございますが、新築、増築または改築される一定規模以上の非住宅建築物に対しまして、省エネ基準への適合が義務づけられます。これに伴いまして、適合性判定や完了検査事務が新たに発生しますことから、手数料を新設するものでございます。

イのその他につきましては、土砂災害特別警戒区域内で、住宅や社会福祉施設等の整備を行う際に必要となります開発行為の許可申請、こちらが見込まれますことから、手数料を新設するものでございます。

次に、(2)でございますが、これは、既に定めております手数料に対象事務の追加を行うものでございます。

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等におきまして、現行の都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく適合証に加えて、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設

計住宅性能評価書、これが提出された場合を追加するものでございます。

これらのほか、(3)記載のとおり、関係法令の一部改正に伴いまして規定の整理を行うものがございます。

次に、3の施行期日ですが、こちら、本年4月1日からの施行となります。

なお、4のその他記載のとおり、今回の手数料条例改正に伴いまして、新たに手数料を徴するものにつきましては、収入証紙条例についても関係規定の整理等が必要になります。これにつきまして、附則で対応することとしております。

財政課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田原県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

資料36ページ、議案第58号熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

37ページの条例案の概要をごらんください。

まず、条例改正の趣旨についてですが、今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の一部改正に伴い、関係規定を整理するものでございます。

主な改正内容といたしましては、法の一部改正に伴い、用語の定義を修正すること、また、法の条項ずれに合わせた修正を行うものでございます。

施行期日につきましては、改正法の施行日にあわせて、平成29年5月30日としております。

御審議よろしくをお願いいたします。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

資料38ページをお願いいたします。

熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定でございます。

内容につきましては、39ページの概要にて御説明いたします。

まず、条例改正の趣旨でございますが、行政財産である土地に電柱類が設置される場合の使用料の算定につきましては、熊本県財産条例におきまして、電気通信事業法施行令の例により算定した額となっております。この電気通信事業法施行令の一部改正に伴いまして、所要の規定の整理を行うものでございます。

改正の内容でございますが、熊本県財産条例の別表におきまして、電気通信事業法施行令第6条の例により算定した額と電柱類の使用料を規定しております。

今般、電気通信事業法施行令の一部改正により、第6条が第8条に改められましたことから、財産条例について改正を行うものでございます。

施行期日は、公布の日からとしております。

以上が財産経営課の条例改正の内容でございます。御審議のほどよろしく願います。

○平井人事課長 人事課でございます。

資料おめくりいただきまして、40ページをお願いいたします。

包括外部監査契約の締結についてでございます。

41ページの概要にて御説明をいたします。

まず、契約の内容でございます。

地方自治法に実施が義務づけられている包括外部監査として、監査の実施及び報告等に関するものでございます。

契約の期間は、平成29年4月3日から平成30年3月31日としております。

契約金額は、1,307万3,000円を上限としております。

契約の相手方は、公認会計士の樋口信夫氏を予定しております。

米印のところでは選任の理由を記しておりますけれども、丸印の2つ目でございますように、樋口氏は、平成26、27両年度で本県包括外部監査人の補助者、平成28年度は包括外部監査人として本県の監査に携わり、監査の遂行に必要な識見を有している方でございます。

なお、契約締結に当たりましては、地方自治法の規定に基づき、あらかじめ監査委員の意見を聞き、異論がない旨の回答をいただいております。

人事課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○高木健次委員長 この際、5分間休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時32分開議

○高木健次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、最初に一度立っていただき、課名を言った後、座って説明してください。

質疑はございませんか。

○荒木章博委員 復興基金事業というのは、被害者とか県民の関心が非常に高いわけですが、一応、私は、最初は2組だけ、前半は復興に係ることだけを、特に13ページから21ページにかけて質疑をしていきたいというように思います。

それとまた、昨日は、バーチャル座で担当の課の方には大変お世話になりまして、委員長も行かれましたけれども、副委員長も行かれましたけれども、私も参りまして、とても

よかったので、ああいう機会があれば、ぜひお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

17ページに、被災宅地復旧支援事業というのが、これは補正では10億、新年度は63億予算をかけてありますけれども、簡潔に言いますと、下の段に窓口設置等に要する経費と書いてある。具体的にどのような経費が必要なのか、まず1点をお願いしたいと思います。

それと2点目は、その下に、生活再建住宅支援事業、住宅耐震化の支援事業と書いてあります。これも、2.4億円、補正で、新年度で13億2,000万と上がっておりますけれども、今後の大規模地震に備えた、被災した住宅、耐久性が不足する住宅などの耐震化促進に対する住宅診断・設計などと書いてあります。被災していない住宅は対象となるのか、そこあたりもちょっとお尋ねしたい。

一応、その2点だけお尋ねをしたいと思います。

○沼川市町村課長 市町村課でございます。

今荒木委員から2点質問ございまして、1点目が、被災宅地復旧支援事業の相談窓口についてだったと思いますけれども、これにつきましては、市町村によってそれぞれやり方は違うと思いますが、臨時職員の雇い上げ経費であるとか、あるいは外部への業務委託経費、あるいは会場とかの借り上げ経費、受け付けをやるためにですね。その他の経費もろもろ、事務経費を対象としたいと考えております。

それから、2点目の防災・安全対策にある生活再建の住宅支援の分ですけれども、こちらにつきましては、基本的には、ここにもちょっと書いてございますが、対象については、木造の戸建てで、旧耐震基準というのが、昭和56年以前に建った建物、あるいは地震で被害を受けた、それ以降のものであっても被害を受けた建物というのを対象に考えて

ございます。

○荒木章博委員 これは、被災をしていない住宅の耐震化というのは、この年度に合えば建てられるんですかね、56年以前というのは。

○沼川市町村課長 おっしゃるとおりでございます。56年以前のものについては、さきに2月補正で県のほうの事業で耐震診断の経費を上げておりますので、耐震診断のほうを受けていただいて、改修が必要ということであれば対象とするということで、現実に被害を受けているか受けてないかは、補助の対象要件にはなっておりません。

○荒木章博委員 これはもう大事なことなんですよ。補正で2.4億円、そして今度、大幅に倍近く、倍というか、13億と。やっぱりこういうのには、市町村との温度差がないように、きちんと説明をして、この56年以前に建てた住宅については、災害には遭ってないけれども、今後の耐震の予算化をされているということを周知徹底をしていただきたいと、かように思っております。

それと委員長、もう1組だけですね。19ページですね。

これは、前回10億9,000万補正、そして、今度は9億とついております。これは、地域コミュニティー、地域の住民が交代で維持し管理をしている、祭り行事やコミュニティーに今後も使われることということでされておりますけれども、10億9,000万のうち5億2,000万を熊本市のほうには配分されたというんですけれども、これに関して、申請手続等にはまだ書類も送ってきてない。そうしますと、これは4月になれば新年度になりますよね。だから、予算のつくり方というのが、12月補正だったから間に合わない部分もあるかもしれないけれども、そしてまた、県としては

9億の予算をつくっているということで、そのところの市町村とのかみ合いですよね。この10億9,000万、本当に実際これ使われてしまうのかという、前回のやつも、そしてまた今回も9億打ってある。

だから、その9億の予算を計上していることについて、僕はこれは賛成だと思うんですけども、その整合性をどういうふうに市町村課は、各市町村とのかみ合いをどう考えて今後指導していかれる考えがあるか、ちょっとお尋ねしたいというのが1点です。

それともう一点は、最後のこの復興に対しての質問ですけども、20ページの。

今度、新たに0.3億円、3,000万の共同墓地というのが上げられておりますけれども、事業費が2,000万ですので、これはどういうデータの中で2,000万とされたのか。まあ、最高限度額が1,000万ですから、1,000万かかるところなんかは3カ所分しかないわけですよ。そんなことも含めて、予算不足がもし起きたら補正でされるのか。安心をきちんと担保してされるのか、この2点をちょっとまずお尋ねします。

○沼川市町村課長 市町村課でございます。

2点御質問ございまして、まず1点目のところでございますが、コミュニティー施設につきましては、御心配のとおり、熊本市のほうとも情報交換をずっとやっております。今こちらのほうで伺っているところでは、3月中には何らかのアナウンスをやりたいということで、熊本市も急ぎ対応していただいております。4月には具体的に受け付けができるようにということで聞いております。

ただ、委員御心配のとおり、住民の方々も、いつからなのか、御不安の点もあるかと思っておりますので、今後とも、これは文化課が実質的に直接窓口はやっておりますけれども、3者で、熊本市も交えてやりたいと思っておりますし、これは、昨年12月の時点で市町村に照会

したところでは、取り組みをもう既にやっているところもありますが、4市町が年度内に予算を組んで動き出そうとしておりました。ほかのところも含めて、できるだけ早く執行できるように、引き続き市町村と連携して取り組みを早めてまいりたいと思います。

それから、共同墓地の関係ですけれども、これについては、まだ市町村も詳細を把握してないところもありまして、現時点では、熊本市がもともと2,800万円程度の被害ではないかということで聞いておりましたので、それからある程度推計して5,000万程度の被害があるということで、その半額の予算を一応計上させていただいております。

ただ、これはこの後も出てくるといいますので、あくまでこの復興基金の交付を市町村課で握っておりますのは、各部ごとに予算を握って執行しますと、足りないときに全然動けないということもありますので、これを市町村課で一括して100億握っている中で動ければ、この金額の中でまた提案させていただくかもしれませんし、額が相当額に上がるようであれば、6月にでも、至急また補正を組んで対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○荒木章博委員 今の共同墓地については、足らなければ6月で検討すると、執行するということでしたので、了とします。

それで、19ページの今の地域コミュニティーの話ですけれども、4月に決定をすると言葉で言われましたけれども、何が決定するんですか。

○沼川市町村課長 私どもが聞いているところでは、4月から、熊本市のほうとしては、区役所ごとに受け付け等を実施したいということで聞いております。

○荒木章博委員 これは、申請を4月にやるということになり、その後、書類を見て審査をする。400件ぐらいの箇所を当たるんですよ。ちょっとこのままでは対応の仕方が完全におくれてしまう。そして、あわせてまた9億という予算を新年度にはのせている。のせていけば、足らなかつたらその9億円で賄うということですけどもね。

だから、できれば、本来なら、この10億9,000万というのは、本年度中にやっぱり対象者の地域やら校区やら、その場所に申請書類をやってやるんですけども、かなりこれは、再三言うようですけども、おくれていると思うんですよ。

だから、やっぱり市町村が責任持って——これは教育委員会の文化課で、担当者の方はどなたもいらっしゃらないと思うので、ここはきちんとしたやり方にしないと、またずっとおくれていくと思うんですよ。かといって、見積もりを出しても、石屋さんとかいろんなところとの——そのきちんとしたルールができてないですよ。QアンドAはできていても、きちんとしたルールができてないことで、市町村が同じバランスの中でやっていかないと、この町村はこれでオーケーだった、この町は、この市はこれではできなかったという、やっぱり行司とりを市町村課がやるべきだと思うんですけども、このおくれている原因とそのかじ取りですよ。かじ取りをやらないと、またおくれちゃうんですよ。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○沼川市町村課長 また、今週中にも熊本市と、文化課も交えたところで話し合いをすることにしておりますので、委員の今の御指摘も踏まえて、できるだけ早目に、もし可能であれば年度内から執行がきちんとできるように、話をしたいと思っております。

○荒木章博委員 これは復興の、私は最後の

質問ですけども、これは総務部長のところですかね。これは、部長から市のほうの担当部あたりと——やっぱり400件近くあるんですよ。それをまた審査をする。基準が全く——ある程度しか決められてない。施行ができない。そういった中で、ただ市町村を全部寄せて、県の文化課、市町村課のほうで説明して、こうですよと。そうしたら、また地域で不安な点が出てきているんですよ。それで、全く今施行できない。よそとの右左のバランスが、整合性をしなきゃいかぬというところで。それで、部長にも、きちんとした人のトップ会談をきちんとしていただいて、進めていただきたいという気持ちでいるんですけども、いかがでしょうか、最後に。

○池田総務部長 今荒木委員御指摘のとおりでして、やはり県として、この復興基金、統一のルールを定めて配るという形にしておりますので、統一ルールの策定も含めて、そこは市町村の細かい点も聞きながら、しっかり県でルールを定めてやっていくということが基本であろうと思います。

そういった意味で、やはり執行がおくれている部分も御指摘のとおりありますので、そこは各市町村の幹部レベルも含めて、しっかり意思統一できるように、しっかり対応していきたいと思います。

○荒木章博委員 以上です。

○小杉直委員 沼川課長にお尋ねですが、荒木委員の質疑にストレートに関連するかどうかわかりませんが、公費解体ですたいね。時々、まだ何カ月待たにやいかぬけん、建て直しはできませんという相談を受けますが、県費のほうからの措置というのは、この説明資料には出てこぬですが、その点はいかがお考えですか。

○沼川市町村課長 市町村課でございます。

小杉委員から今御質問ありました公費解体についてですけれども、公費解体については、市町村が事業としてやっております、事業費は全て市町村負担になっております。

ただ、この負担については、国庫の補助が入っていることとあわせて、起債の措置も、95%交付税措置が入る起債、プラスグリーン・ニューディール基金も入ったりしております、ほとんど市町村の負担がなくやれるような形でございます。

あとは、要は業者がどれだけいるのかということ、あとはスピード感の問題が出てくるかと思いますが、益城あたりも聞いてみますと、相当チーム数をふやして対応しております、私が聞いておるところでは、年内には終わると。熊本市も、どんなにおくれても年度内に終わるということで聞いておりますので、あとは業者をどれだけ早く確保してスピーディーに対応できるかが、今後の一般の方々の復興にかかってくる部分かなというふうに理解しております。

○小杉直委員 業者さんが足りないということはわかっておりますが、国からのそういう助成、補助を市町村に出す場合に、県を通してというようなこと、あるいはその手続を県が手伝うというようなことはないんですか。

○沼川市町村課長 市町村課でございます。

お金については、多分県として、グリーン・ニューディールは県にある基金ですので、そちらについても、県のほうを経由して市町村に配付ということになります。

それから、被害の大きかったところの益城であるとか西原、南阿蘇には、この公費解体の支援に向けての県の職員の派遣等も行っております、できるだけ早目にできるようにということで支援をしているところでございます。

○小杉直委員 予算の問題とかあるいは応援の問題は、大なり小なり県も関係はしておるわけですか。はい、わかりました。結構です。

○鎌田聡委員 復興基金、先ほどの荒木委員の関連で、17ページの被災者の宅地のほうの関係で、今回63億計上してありますけれども、これで大体県内の宅地被害の部分はカバーできるんですか。

○沼川市町村課長 市町村課でございます。

あくまでここに上げておりますのは、うちのほうから市町村に照会をかけた、年度内にどれぐらいの工事が進むのかということをもとに予算計上させていただいております、これが全ての宅地被害分の金額かということ、そういうわけではないと思っております。順次進んでいくものもありまして、益城あたりだと、もしかすると4車線化の影響を受けてすぐできないところもあつたりしますので、そのあたりを見ながら、市町村の所要額に応じて今計上させていただいているというふうに御理解いただきたいと思っております。

○鎌田聡委員 今の話は、年度内にできる分で上げてあるということであれば、年度内からはみ出す分が結構出てくるとは思いますけれども、その辺はあとどのくらいか、予測立っていますか。

○沼川市町村課長 まだ現時点で細かい――最初に試算したときに、それなりの額をたしか上げておったかと思っております。トータルで多分100億前後であったかと思うんですけれども、100から120ぐらい。ちょっとそこは今後状況を見ながら精査して、新たな額はまたつかみたいと思っております。

○鎌田聡委員 まだかなりの額が多分、宅地被害、県内多く出ているので、必要になってくると思いますので、それに関連して12ページ、復興基金の配分方法ということで御説明がありまして、この前のときもちょっとお話ししていますけれども、あと約350億ぐらいですか、今後活用が予定されているのが。で、今のメニューで、大体250億ぐらいで済むのかどうか。

今の宅地被害の分も、かなりの、やっぱり現状以上の経費がかかる可能性もあるということでありましたけれども、それ以外でまだ基金がありますから、その部分について、6月定例議会で予算化を図るとありますけれども、6月定例議会の中で、どのくらいのメニューで、どのくらいの金額を考えていらっしゃるのか。これは復興基金全体のやつですかね。財政課長ですかね。よろしくをお願いします。

○竹内財政課長 財政課でございます。

今回、資料12ページの右側のほうでございますが、今後の取り組みということで、こちらは、今市町村課を中心といたしまして、先般、鎌田委員のほうからも、しっかり被災地等の意見を聞くようにというふうなお話もございましたものですから、下に書いてございますように、市町村等意見交換会あるいは復興局単位、そして直接仮設住宅などの自治組織等との意見交換等も踏まえまして、どんどん洗い出しをやると。

ただ、どういったものが出てくるのかというのはなかなかわからないところがございまして、こちらとしては、こちら523.2億円という基金がございまして、この中で被災者の痛みの軽減等にかかわるものについては、どんどん予算化をしていくということで考えております。

現段階で、6月でどのくらいの規模になるかというのは、まだちょっと見通せておりま

せんが、きちんと意見を聞きながら、必要なものについては予算化を図って、被災者の支援をやっていききたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 先ほどの意見じゃないんですけれども、いろんなメニューをつくって、その後対応していくのに、結構市町村でまた時間がかかったり、受け付けがまだできてないとかいう状況もありますので、できるだけ早くそういったニーズをつかんでいただいて、事業化につなげていただくようお願いしたいと思っておりますし、それぞれ家を失った方、一部損壊も含めて、大変な状況で、早く何とかしたいと、でも支援がないという県民の方々も多いと思っておりますので、ぜひスピード感を持って対応していただきたいと思っております。

じゃあ、復興基金の関係は以上ですけれども、別の課題で、27ページですね。

危機管理防災課の新規事業で、(9)で災害対策体制強化事業ということで、防災計画の改定の予算と、あと災害対策時の執務環境整備等の体制強化に要する経費とありますけれども、具体的にどのようにこの執務環境整備の体制を強化されるのか、教えていただきたいと思っております。

○間宮危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

今御質問いただきました、災害対策体制強化事業の執務環境整備についてでございますけれども、女性職員も今後防災業務において活躍ができるように、男女別の仮眠スペースですとか、また、男女別のシャワールームの設置をしてみたいというふうに考えております。

また、あわせて、熊本地震におきまして、防災センターが高層階に設置されていたことでいろいろ不都合がございましたし、また、国の現対本部用のスペースが不足する等ござ

いましたので、防災センターのあり方についても検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○鎌田聡委員 女性職員への対応ということで、しっかりとその点は整備をしていただきたいと思えますし、防災センターが10階にあるからということで、この前もこれは一般質問で言わせていただきまして、その状況についてやっぱり改善もしていただきたいと思えますので、そういったこともぜひしっかりと受けとめていただいて、下の階におろすのか、エレベーターをどういう状況でも使えるような状況にするのかも含めて、前回の教訓を生かして、改善に向けて取り組みを進めていただきたいと思えます。

以上です。

○河津修司委員 14ページの高等学校等通学支援事業ということで出ておりますが、これについて、いろいろとお話を地元といいますが、保護者との話し合いもしていると思えますが、なかなか保護者の負担もふえてくるということで、何とかもう少し負担がかからないようにしてほしいという話もありますので、その辺の対策も含めて考えておられるのかをちょっとお尋ねしたいと思えます。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

この通学支援バスに係る予算は、教育警察常任委員会のほうに計上されています。額は1億7,000万程度だったと思えますけれども、委員おっしゃられるとおり、通学に対して、相当、保護者、生徒、不安を抱えているような状況でございますので、保護者の負担をある程度軽減というお話であったかと思えますけれども、今後のバスの運行のルートや運賃、あるいは生徒等の利用状況、そして震

災により増加した利用者負担等、こういうのを総合的に勘案しながら、地元の町村と一緒に考えてまいりたいと思っております。

○河津修司委員 教育委員会のほうとも話し合っていて、ぜひよろしくお話ししたいと思えます。

それから、18ページの公共施設等の復旧支援の、地域の水道施設復旧事業あるいはそのほかの私道の復旧事業とかいろいろありますが、どれも主体となる組織が町村ではなくて、そういった自治会あるいは集落とか、そういったことになるかと思うと、この事業をやったときの資金の工面がなかなか、集落とか、あるいはそういう町村でない場合がなかなか苦勞するんじゃないかなと。現に水道事業でも、統合しない場合は2分の1しか補助がありませんが、そういった組合営の場合の組合等が、この補助金では、終わってからはしかももらえないということになると、非常に厳しいということで、ある程度前もってもらえる方法はないのかというような話もあっておりますが、その辺はどうなんでしょうか。

○沼川市町村課長 市町村課でございます。

公共施設等の3事業ですけれども、特に額の大きく出そうな地域水道系につきましても、需要があれば、多分私どものほうとしては、概算のことも考えていきたいというふうにしておりますので、その辺、額が高額であれば、市町村に相談いただければと思っております。

それから、この負担が大きいという話ですけれども、うちとしては、やっぱりこの災害が起こったため、公営水道ですので、できるだけ公営のほうに移管したいという意向があります。

その中で、公営に移行しない場合は2分の

1としておりますけれども、これについては、以前にあった新潟中越あたりでも、やっぱりどうしても補助率2分の1でやっている。そのあたりと比較検討した上で、現在こういうような制度設計をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○河津修司委員 統合しない場合は、そういった額で2分の1しか出さないと。それはそれでいいんですけども、何しろ組合がやった場合が、やっぱり金、最初の工事が終わらないと出ないということになると、非常に厳しいからということですから、その辺のところを、概算払いとか、あるいは何か前もって貸し付けを受けるなら、そういった受けられるような指導というか、あっせんをすとか、そういったことも考えてほしいと思っております。

それから、26ページの防災総務費で、地域防災力強化事業ということで、自主防災組織の活性化の支援を行うということで、これは非常にいいことだと思うんですが、この地震の影響で新しく防災組織を組織化すると。熊本も、今までそんなに自主防災組織の組織化率が高かったわけではないわけですし、それによって新しく防災組織をつくっていくという、その支援をしていくということで、非常にいいことだと思いますが、実際、相当防災組織が新しくできるほうになっていくんでしょうか。その辺のところがかれば、どれぐらいのこういった防災組織の数を考えているのかをお願いしたいと思います。

○間宮危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

自主防災組織の組織率につきましては、平成20年度の時点では、全国平均で約7割の組織率だったところを、県内では48%の組織率ということで、全国から大分おくれた状況で

ありましたけれども、その後いろいろ対策を講じてきた中で、平成28年度には、全国平均と同程度の82%という組織率まで上がってまいりました。

これにつきまして、引き続き、その自主防災組織の普及啓発事業を来年度もやっていきたいというふうに考えておりますが、加えて、今回の熊本地震では、せっかくこの自主防災組織を組織していたけれども、市町村がその組織を活用できなかったというような事例もございましたので、今回はもう1つ、次の27ページにございますけれども、(8)の市町村防災体制強化支援事業というところで、市町村が自主防災組織と地域と連携をした防災訓練を行う場合に、この支援をしてまいりたいというふうに考えておりますので、今後は組織率の向上と、加えてこういった面での支援をしていきたいというふうに考えております。

○小早川宗弘委員 まず、27ページですけれども、説明欄(6)熊本地震震災ミュージアムのあり方検討事業というふうなことで、950万円ぐらいの予算が計上されておりますけれども、これは調査ではなくてあり方をあくまでも検討する会議という、その会議の費用としてこの950万円あるのかどうか。会議だけなら、少し予算的には高かつじやなかろうかなというふうな感じでありますので、もう少しこの内容を教えていただきたいというふうに思います。

○間宮危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

この約950万円の予算の内訳ですけれども、まず、今先生がおっしゃいましたように、有識者会議を開催しまして、どういった震災遺構を、どのように保全するののかといったことを検討していきたいと思っております。その費用として570万円余を計上させて

いただいております。

また、これに加えまして、その検討の参考とするため、先進地の視察に要する旅費等も一緒に計上させていただいているところがございます。

○小早川宗弘委員 じゃあ、あり方検討会ということで、つくるかつくらないかの検討も含めて、建設のための調査ではないというふうなことです。それはどうですか。

○間宮危機管理防災課長 今委員がおっしゃるとおり、まず、その震災ミュージアムというものをつくるかつくらないかも含めて、あり方を検討するというふうに考えております。

○小早川宗弘委員 ちょっとそれも含めて、つくらぬかもしれぬばってん、950万出すというふうなことで、結構予算は、私は高目じゃなかろうかなと思いますけれども、ぜひこれは、私は、こういうものはあるべきだと、つくるべきだと、将来にこういう熊本地震からの教訓というのをしっかりと伝えていく、そういうミュージアムというふうなものはつくっていくべきだと思いますので、ぜひ——900何万もかけてつくらぬというふうな検討はなかろうと、私は思いますので、調査の一環もかねて、しっかりとこのあり方検討会で議論を深めていただきたいと思います。

続いて、委員長いいですか。

36ページですけれども、説明欄で、地震対応分というのがちょっと前半部分に、派遣職員宿舎の借り上げ費用というのがありますけれども、他の都道府県から派遣される職員さんの給料と、これは借り上げ費用だけの計上でしょうか。給料も、たしか県が負担していくのではないかなというふうに思います。その辺をちょっと。これは何人分ぐらいの、何戸ぐらいの住宅の借り上げ費用なのかという

のを教えていただきたいと思います。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

ここに計上しておりますのは、宿舎の借り上げに要する経費でございます、予算上は109名、今のところ予算上は計上しております。

○小早川宗弘委員 1年間ということですか。

○満原財産経営課長 そうでございます。

○小早川宗弘委員 1戸当たりどれぐらいのあれですか。

○満原財産経営課長 これは住宅の借り上げといたしますか、アパート等の借り上げでございます。これは、大体平均して見たところでございまして、1年間を計算しております。

○小早川宗弘委員 わかりました。

派遣職員の方々が熊本に入られて、いろいろ地震関係でお手伝いをいただいているというふうなことで、非常に感謝を申し上げたいと思います。

なかなか地元でいろいろ用意せんばんというか、予算がかかってくるというふうなことで、これは国からの補助とかいうのは、後から交付税で戻ってくるとかいうことはあるんですか。

○平井人事課長 人事課でございます。

お尋ねの経費が、幾つかにまたがっているかと思いますが、派遣職員の人件費につきましては、特別交付税で措置があるというふうに聞いております。

○小早川宗弘委員 じゃあ、この住まいの、

職員宿舎の借り上げについては、もうこれは県の単独費用ということになりますか。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

この宿舎の借り上げにつきましては、交付税の計算のほうに入っているかと思えます。

○小早川宗弘委員 県が負担して、そういうふうな他県からいろいろとお手伝いをいただけるということで、一方で費用はかかるばってん、ありがたいことだと思いますけれども、職員の方がせっかく来られて、熊本でいろんなことを学ばれて帰ると思いますけれども、しっかりとこの熊本地震で学んだこととか教訓とかを、他県に帰られてからでも生かしていただけるような、そういう費用も含まれているんだということを考えると、適切かなと思いますので、ぜひ、派遣で来ていただいている職員さんには、そういう意識を持っていただきたいと、そういうことをお伝えしたいと思います。

それから最後、46ページ、防災消防ヘリコプターの件ですけれども、年間に対策費として2億7,000万ぐらいと。

この前、3月に長野県で防災ヘリが墜落したということで、9名の方が亡くなられて、最悪の事態が起こってしまったと、あつてはならないことが起こってしまったというふうなことで、これは絶対熊本県ではああいう事故を起こしてはならないと思いますけれども、この安全対策、安全整備だとか、あるいはそのパイロットの訓練だとか、そういったことについて、何か認識をちょっと聞きたいと思えますけれども。

○松岡消防保安課長 消防保安課でございます。

今回の長野県の事故につきまして、事故原因については、現在調査中でございます。そ

して、最終的には、国交省の事故調査委員会のほうでの調査結果を待つことになると思えますけれども、当面の、今委員がおっしゃったような、安全対策といえますか、我々としての対策として、今回の事故を受けまして、発生の翌日、3月6日でございますが、防災消防ヘリ運航の総括管理者、これは市町村・税務局長がなっておりますが、そちらのほうで防災消防航空センターのほうに出向いて、そして、その中で航空隊の隊員及び運航管理をしております受託者であります天草エアラインのスタッフに対しまして、今後の安全運航の管理について、まず始業時における点検の徹底、それから訓練計画をもう一度精査するというようなことなどを訓示して、いま一度原点に立ち返ってさらなる安全確保に努めるというような意識の徹底を図ったところでございます。

本県といたしましても、安全の確保というものがまず、今回の事故を受けて、より一層注意を払う必要があるということで、適宜情報を共有しながら、一層の注意を払って運航に当たってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小杉直委員 河津委員、小早川委員が防災についていろいろ質問されましたので、関連してちょっとお尋ねしますが、26ページ、安全保障環境については、大した軍事力の進化はないだろうと思っていた北朝鮮が、弾道ミサイルをもう4発も同時に発射するような事態に進化しておりますが、この危機管理対策費330万程度、これはどういうことをするんですかな。

○間宮危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

今お尋ねをいただきました危機管理対策費ですけれども、平成31年度に国際スポーツ大会が予定されておりますけれども、それに向

けたテロ対策、国と連携をした訓練の実施を予定しております、それに向けた、来年度は準備ですけれども、その準備に要する経費を計上させていただいております。

○小杉直委員 国民保護計画に基づく訓練はないんですかな。

○間宮危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

今申し上げました、来年度準備する訓練が、今先生のおっしゃった訓練でございます。

○小杉直委員 具体的に。

○間宮危機管理防災課長 国民保護計画に基づいた訓練の準備を来年度実施させていただくということで、その経費を予算に計上させていただきました。

○小杉直委員 準備ということは、準備だけですか、それとも実際訓練を実施するんですかな。

○間宮危機管理防災課長 訓練の実施は再来年度を予定しております、来年度はシナリオ作成等を行う予定でございます。

○小杉直委員 わかりました。

○氷室雄一郎委員 先ほどの派遣職員の件でちょっと質問しようと思ったんですけれども、26ページのこの地震対応分の負担金というのは、これは県が出すものなんですかが1つ。

2つ目は、財政課だと思うんですけれども、この赴任旅費、またお帰りになるときの旅費、こういうものも県が出すものなのかということ、それが2点目。

3点目は、やがて震災から1年たつんですが、ピーク時にどのくらい派遣職員がおられたのか。

これから、この3,500万余の予算を考えておられますけれども、次の1年目における大体の数を考えておられると思うんですけれども、先ほど話がございました、この宿舍の借り上げのときに109名分というのを一応予算を、財産経営課でしょうか、組んでおられるわけですけれども、109名あたりを今年度といたしますか、次の年にはこのくらいの職員の派遣を考えておられるのかという、以上。

○平井人事課長 人事課でございます。

他県からの応援職員でございますが、自治法派遣ということに切りかえて、今現在100人程度来ていただいております。平成29年度は112人、今のところ了解をいただいておりますので、それが来ていただけるというふうに見込んでおります。

その経費につきましては、予算につきましては各所属する部署で上げてもらっている分と一括して上げる部分とがありまして、今総務部における関係分を説明してきたところでございます。

御質問の負担は県が出すのかということでございますが、人件費、これにつきましては、各派遣元の都道府県から支給いただきまして、その額を最終的に精算して熊本県が負担金として払うというスタイルになります。赴任旅費等も、当県の負担という形になってまいります。

以上、お答えいたします。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、ピーク時にはどの程度おられたのですか、派遣職員。

○平井人事課長 人事課でございます。

ピークが、平成29年の110人というのが定点観測といたしますか、年間通しての見込みと

しては、今のところ一番多いだろうと思っています。

自治法派遣になりましてからは、だんだんふえてきて今の100人に到達してしまっていて、イメージとして、多分最初の3カ月間は短期応援でしたので、市町村の応援とかで相当な数は来ていました。このときの数字につきましては、4万人を超える延べで来ているんですけども、済みません、ちょっと資料を調べます。

○氷室雄一郎委員 いいです。後でまた。

じゃあ、次の年というのは、112人というのが固定された年間の派遣職員の大体の数と認識していいんですかね。

○平井人事課長 はい。来年度は、その程度の数を通年で来ていただけるようお願いしております。

○氷室雄一郎委員 これは、各市町村からの派遣の要請とか要望等を含めた数なんですとか、それとも県としての考え方の上からこういう数が出てくるんですか。

○平井人事課長 私が申しあげました112人という数字につきましては、県の業務に応援に来ていただいていた数でございまして、市町村への応援分はまた別でございまして。

○氷室雄一郎委員 市町村への応援分というのはわかりませんか。大体どの程度入っていたか。

○沼川市町村課長 市町村課でございまして。

今の県分の112人に対応する分として、今、市町村から要請が上がっている人数は、217人上がってきております。ただ、まだなかなか市町村への派遣の数が決定していませんので、来年度、実際何人来ていただける

のかというところが、確定しております数字というのがまだ出ておりませんが、おおむね今わかっている分だけで120人ぐらいということで、まだ充足していない状況でございます。

○氷室雄一郎委員 今おっしゃった217というのは、市町村が一応求めておられる数なんですか。

○沼川市町村課長 そうでございます。

○氷室雄一郎委員 わかりました。じゃあ、結構です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○荒木章博委員 33ページ、有斐学舎というのは、熊本県民のやっぱり学生の唯一のよどころなんですね。私は、常々これは提案していましたが、男性だけですから、女性にもそういうものを与えるべきじゃないかという、有斐学舎への入舎をですね。その点、どういうふうに取り組んでいかれるのか。

それとも、やっぱりそうになると、いろんな改修とか、お風呂とかの問題とかいろいろ出てくると思うんですけども、その点、33ページのこの有斐学舎の運営助成の中にどう取り組んでいかれるのか、お尋ねします。

○田原県政情報文書課長 県政情報文書課でございまして。

ただいま有斐学舎に対する女性の入寮についてお尋ねがございました。

ここを運営しております肥後奨学会から話を聞いておりますが、今度、平成29年4月から女性も受け入れるというふうに聞いております。そのために、女性用のトイレ、そうい

ったものを整備されたというふうに聞いております。

ちなみに、現在の応募状況ですけれども、何回かに分けて面接をされますけれども、第1回のときに女性2名が応募して、2名とも決定したと。ただ、その後1名は辞退されたと聞いております。それから、2回目の面接、これについては、女性の4人の方が一応申し込まれたということは聞いております。

ただ、実際にどれだけ入られるかは、4月になって、大学の合格発表がないと確定しないということもございますので、まだそのところはお答えができないというふうなところでございました。

以上でございます。

○荒木章博委員 それと、建てかえは。もうかなり老朽化しているでしょう。そういう見直しはどう考えておられるんですか。

○田原県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

建てかえについてでございますけれども、確かに、建物自体は建築から40年以上経過しているということもございます。この建てかえにつきましても、有斐学舎のほうで委員会を設けて検討をされていると聞いております。

ただ、平成25年に耐震診断を受けておまして、その際に、適当な補強をやればまだしばらくはちゃんともつというふうな答えがありまして、平成27年度以降に、埼玉県からの補助金をもとに、耐震工事をするというふうに聞いております。当分の間は、建てかえは必要ないと考えられますけれども、将来の建てかえに向けた検討は進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○荒木章博委員 じゃあ、39ページの私学振

興課にお尋ねをします。

東京都は、世帯年収が760万円未満の生徒に対して、都の平均授業料まで支給すると、給付型奨学金を支給するということなんです。もちろん、東京都と熊本県の賃金は違うと思うんですけども、本県の所得の低い世帯に対する支援についてはどういうふうと考えていかれているのか、お尋ねしたいと思います。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

まず、東京都と熊本県の状況の違いについて申し上げます。

東京都と熊本県を比較しますと、私立高校生の授業料負担で1.5倍、県民所得で1.9倍の格差がございます。また、年収約910万円未満の世帯が受給する就学支援金、これの受給割合についてですが、熊本県では8割以上の生徒が受給しております。それに対して、東京都では5割弱にとどまるなど、生徒を取り巻く環境が大分違っております。

本県では、通常の授業料減免補助制度に加えまして、熊本地震、これで被災した生徒の授業料負担、これを軽減する制度を創設いたしております。

これらの制度によりまして、私立高校に通う生徒につきまして、授業料の負担の軽減を図っておりますことから、授業料減免補助対象を引き上げることにつきましては、慎重に検討してまいりたいと考えております。

ただ、今の本県の状況を踏まえまして、まずは被災生徒に対する支援、これに最優先で取り組んでいかなければならないのかなと考えておまして、生徒が安心して学習に取り組める環境を、一日でも早く構築できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○荒木章博委員 私学の助成金というのは、

いろんな角度で、建物やら、支援の子供たちにも十二分に行き渡るように整備をされておられると思うんですね。だから、そういうのが復興できちんとしてから、いろんなことを考えていっていただきたいなというふうに思っております。

引き続き、地域振興課、53ページと54ページにお尋ねをしたいというふうに思っております。

この企画推進費のスポーツ地域活性化事業ということで、ロアツソとヴォルターズの支援事業が含まれていますけれども、県として今後どのように地元のプロチームを育てていくのか。ただ補助金を出すだけではなくて、どういう考え方で今後取り組んでいくのか。

それとまた、ロアツソとヴォルターズの補助金がちょっと違う、少し格差があるんじゃないかなと思うんですけれども、その点もあわせてちょっとお尋ねしたいと思います。

○小牧地域振興課長 地域振興課でございます。

まず、ロアツソやヴォルターズにおけるプロスポーツへの支援等につきましては、これは平成25年9月に、プロスポーツクラブの運営は、民間主体の自立、独立が基本であるので、原則として財政的な支援をしない、これが一つの大きな方針でございます。

そのような中で、先ほど先生からお話がありました、ロアツソとヴォルターズに格差があるのではないかという御指摘でありました。

これについては、多分委託料、例えば、県において、今ロアツソにおきましては、これはちょうどロアツソがJリーグに参入しまして10年ほどになっておりますけれども、子供たちを対象にしたサッカー教室等を行われております。これがちょうど3年前ですので、7年間ほどの実績を見まして、ロアツソがや

るサッカー教室が非常に子供たちに夢を持つ事業であるということで、そういったところに着目いたしまして、県がそういうプロスポーツを通じて子供たちに夢を与える事業ということで、県が委託をしてロアツソを応援しているというものでございます。

それと同様でありますと、例えば人権対策の事業で、これは人権同和政策課になりますけれども、そちらのほうで、今度はヴォルターズに人権の普及啓発の委託事業をやるというような取り組みをやっております。

ですので、大きな財政支援というものについては、先ほどの原則がでございます。一部、スタジアムや県立体育館の使用料については、2分の1の減免を行っております。これは全く同じでございます。あとはケース・バイ・ケースで、県がそのプロスポーツチームをいかに活用して県の施策を反映していくかというところで、これは委託事業で応援をしていると、そういう状況でございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 県がいろんなこのプロスポーツを活用してやっていかれるということで、今課長から答弁がありました。

非常に全力を挙げて、せっかく根づいた2つのプロスポーツですので、お互い力を入れていただきたいなというふうに思って、お願いもしておきます。

それで、54ページの企画費ということで、文化企画の推進費ということで、くまもと文化の魅力発信事業ということで1,089万5,000円、これは詳細に出ていますけれども、この点について、来年度はどのように具体的にこの予算を活用してこの文化事業に取り組んでいかれるのか、その指針をちょっと言っていたいただきたいと思います。

○手島文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

くまもと文化魅力発信事業でございますけれども、こちらにつきましては、熊本復旧・復興4カ年戦略でございます、熊本の誇りの回復と宝の継承、これを実現するために、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、それから国際スポーツ大会も意識して、加藤、細川や漱石を初めとする本県の歴史、文化の魅力について、県内外、ひいては国内外に発信することを基本的な内容にしているものでございます。

来年度、具体的にはということですが、県外からの誘客につながります熊本の文化、歴史をキーワードにした企画、イベントに加えて、漱石記念年の最後を締めくくる機会を活用した情報発信、また、熊本での実施が決まりました文化オリンピックの取り組みでございます東京キャラバン、この開催を東京都と一緒に取り組む、そういったことを来年度考えているところでございます。

○荒木章博委員 非常に東京キャラバンというのは、熊本の出資金が、ほとんど東京で持ってくれるということで、会場費ぐらいですから、素晴らしいことだと思うんですね。

きょうは、参議院の山谷議員が、この文化ということ予算委員会で質問をされると聞いておりますし、私、ちょっと議会でですから、聞けないものですから録音しているんですけども、非常に政府もいい答弁を、総理初め、されるんじゃないかなというふうに、帰ってビデオを見て、文化の発信とはどういうものか、2020年に向かって、丸川五輪担当大臣が答えられると思うんですけども、そういったところも発信していただきたいなと思っています。

それじゃ、集約してあと2点お尋ねします。

それで、25ページかな、広報課のところ、復旧、復興の都市圏強化ということで1

億円計上されておりますけれども、具体的にどのように考えて取り組んでいかれるのか。新年度予算のこれは大事なところだと思いますから、お尋ねしたいと思っています。

○倉光広報課長 広報課でございます。

平成29年度の復旧・復興首都圏等広報強化事業ですけれども、今年度同様、全国の支援をいただいた皆様への感謝を伝え、継続的な支援のお願い、また、震災の記憶の風化防止等のメッセージを発出してまいりたいと思っております。

具体的な取り組みにつきましては、企画コンペで民間の知恵もかりながら、最大限効果的な取り組みを進めていく所存でございます。

今年度は、県独自の取り組みもなんですけれども、この震災を機に、広報分野におきましても、荒木委員からのアドバイスもいただき、東京都ですとか、東京23区を初めとした自治体、また、企業等とのネットワークを構築することができました。29年度におきましても、こうしたネットワークを活用した取り組みも進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○荒木章博委員 きょう、日帰りで東京都の復興部長とそれと広報の担当課長とこっちに来て、最終便で帰られるんですけども、日帰りで6人ぐらい視察に来られているんですけども、そういったところとちょっとお会いされますか。

○倉光広報課長 本日、夕方にこちらのほうに来ていただきまして、スポーツ局、また、総務部長、知事公室長と面談するような予定にしております。

○荒木章博委員 やっぱそういうところで、1,300万人のいろんな人口があるわけで

すから、うまく、東京都の観光、広報課の責任者が来るわけですから、合わせて6名、第2回目の視察に来るわけですから、そのところもきちんと連携をとってやって、少しでも話し合いをして、熊本の宣伝を首都圏でもやっていただきたいとお願いをしたいと思います。

それと、委員長、最後に27ページですけれども、まだたくさんあるんですけれども、ここで終わりたいと思います。――27ページは、もうさっき鎌田先生が言われて、3,420万、この環境整備を整えてきちんとやるということでしたので、防災のときにあのエレベーターが上がらないと、鎌田先生。そういう状況下では、これは補正でも早急に打つべきだったんだけど、遅きに失している感じもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、37ページの財産経営課にお尋ねをしたいと思っています。

ここに、財産利活用推進費で、FM推進県有施設集約化事業ということで入っておりますけれども、集約化後の跡地の建物の利用ですね。どういうふうと考えていかれるのか、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

委員御質問の跡地等と建物等の利用更新でございますけれども、一般的にまだ原則としてどういうこととしか申し上げられないんですけれども、まずは基本的には3つの方向があるかと思ひております。

1つは、地元市町村等による利活用が考えられます。それから、今般、災害を受けましたので、災害地等における総合庁舎の代替施設として県が継続して保有しつつ、通常時は民間等へ貸し付けるというような方向、それから、それでもまだ活用等がなければ、一般競争入札で民間への売却、貸し付け等々、こ

の3つの方向が考えられるかと思ひております。

以上でございます。

○荒木章博委員 せっかくFMの推進県ということで打ち出していますし、1億3,000万というこの新年度予算で取り組んでいますから、この集約を積極的にやって、経営の活性化に私は取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

以上です。終わります。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○小杉直委員 4～5件ありますが、1本だけに絞ります。

65ページ、人事委員会事務局費の中で、(4)に給与制度等調査研究費170万円余と出しておりますね。前回、行政職と公安職の給料格差について質問して、総務部は、いろいろ他県等の状況も調べてみましょうというようなことで聞いておりますし、人事委員会は、会議してみましようというようなことも聞いたような気もしますが、この研究費には、今私が申し上げている格差についての研究費は入っておりますか。

○西尾人事委員会事務局公務員課長 公務員課でございます。

ここに上げてあります給与制度等調査研究費は、基本的には、毎年行っております人事委員会勧告の民間企業の実態調査の分でございます。

ただ、今委員のほうからおっしゃいました格差の問題、これについては、警察本部のほうからお話は聞きまして、今後検討していくということで、事務局のほうでは考えております。

○小杉直委員 でしたら、また後日で結構ですから、おたくたちの考えをちょっと中間的に説明をしてください。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大村理事 理事でございます。

先ほど氷室委員のほうからお尋ねがありました、他県からの地震に関する応援職員の経費等の件で、若干補足をさせていただきます。

他県からの派遣につきましては、発災直後の短期の派遣、1週間とか短いサイクルの短期の派遣と、それから、地方自治法に基づきます中長期の派遣と2種類ございます。短期のほうは、避難所の運営等、当面の対応に当たるといふふうなことでございますけれども、その経費であります、短期については出張扱いということになりますので、派遣元が負担する。それから、中長期になりますと、これは受け入れた派遣先の自治体が負担するという整理になっております。いずれにつきましても、特別交付税で補填がなされると。

それで、短期のほうは、平成28年、今年度、5万人弱という数を全国から派遣で来ていただいております。一方、中長期のほうは、熊本県への派遣が約100名、それから県内市町村への中長期の派遣が約170名、時期によって変わりますが、約170名ということでございます。

それから、29年度、来年度は、基本的に短期はございませんで、中長期のみになります。中長期について、熊本県への派遣が約110名、それから、市町村に対する派遣は、約220名市町村から要望があっておりますが、現在までのところ、まだその6割弱ぐらいの充足ということになります。県分のほう

は、ほぼ要望した分が埋まっております。市町村の分がまだ充足できておりませんので、今、県のほうでは、市町村と一緒に、追加の派遣に向けて、要請等活動を行っているところでございます。

以上です。

○氷室雄一郎委員 わかりました。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第33号、第36号、第44号、第48号、第53号から第59号まで及び第75号について、一括して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第33号外11件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号外11件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、そのように取り計らいます。

この際、食事休憩のため、午後1時半まで休憩いたします。

午後0時42分休憩

午後1時29分開議

○高木健次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次報告をお願いします。

○府高政策調整監 知事公室の府高でございます。

まず、お手元のA4 1枚の資料、創造的復興に向けた重点項目について御報告をいたします。

資料冒頭の趣旨の欄に記しておりますけれども、熊本地震からの復旧、復興を一日も早く、また確実に進めていくため、復旧・復興プランのロードマップの中から10の項目を選びまして、重点的に進捗を把握していくことで、復興全体の加速化を図りたいと考えています。

重点項目としましては、住まいの再建、それから、阿蘇へのアクセスルートの回復、熊本城の復旧など、①から⑩まで10項目を選定し、それぞれ3年後の平成31年度末での到達イメージというのを記しております。

今後、これらの10の項目につきましては、将来の姿を明確に描いた上で、そこに至りますプロセスを含め、確実に進行するとともに、その進捗状況を明らかにし、県議会の先生方を初め、県民の皆様と共有してまいりたいと考えています。

一番下のところでございますけれども、この重点10項目に加えまして、復旧・復興プラン全体の進捗状況につきましても、4月の中旬を目途に取りまとめを行う予定でございます。

まとめ次第、先生方にも御報告したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○間宮危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

昨年の12月とことしの1月に、委員の皆様には経過を御報告させていただいておりますが、熊本地震の概ね3カ月間の対応に関する検証報告書(案)について御報告をいたします。

皆様のお手元には、概要1枚紙、それからA3横置き of 主な検証内容、それから赤いファイルに検証報告書の本体を配付させていただいておりますが、概要1枚紙で御説明をさせていただきます。

1の趣旨・目的に記載しておりますとおり、今回の検証は、将来の災害に備えるため、熊本地震の発災からおおむね3カ月間の応急対応について検証を行ったものです。

検証結果については、県の防災体制の充実、強化に生かすとともに、検証結果を全国に発信してまいります。

2の検証項目については、12月に総務常任委員会で御説明したとおり、今回の報告書では、①から⑦の7つの観点から検証を行っています。

それぞれの項目について、円滑に対応できた点、課題が生じた点、その課題に対する改善の方向性を取りまとめ、今回の経験を防災体制強化に活用しやすいよう工夫をしております。

3、中間報告からの主な追加内容ですが、中間報告時点では、主に県庁各部署の視点からの検証となっておりますが、県民アンケート、それから県職員アンケートの結果と市町村へのヒアリング結果を反映させ、また、電力・ガス・通信会社、大学等の取り組みを追加いたしました。

また、中央防災会議の検討ワーキンググループ、それから九州地方知事会における議論を参考として掲載させていただいております。

これらを追加することにより、さまざまな立場の視点を取り入れ、より客観的な検証となるよう努めました。

今後の流れですが、4、検証の流れに記載しておりますとおり、本日の総務常任委員会での議論を踏まえ、今月末までに検証報告書を県庁ホームページにて公表したいというふうに考えております。

来年度、29年度は、今回の検証結果を踏まえ、4月に地域防災計画を改正する予定です。

また、国土強靱化地域計画についても、この検証結果及び地域防災計画の改正内容を踏まえて作成することとして、6月議会でその骨子を、また、9月議会で計画案を総務常任委員会の場で御報告いたします。

さらに、防災会議などの場で、市町村を初めとする関係機関に対しまして、検証結果を踏まえた防災力の充実、強化を働きかけてまいります。

さらに、この検証報告書を製本いたしまして、全国の自治体へ配付することによりまして、我々の経験を全国へ発信してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○平井人事課長 人事課でございます。

報告資料の熊本地震からの復旧、復興に向けた人員確保についてをごらんください。

A4縦の3枚つづりになっております。2枚目と3枚目が本文になっておりますけれども、1枚目の概要にて御説明させていただきたいと思っております。

1の4年間、平成28年から31年における定員管理の基本方針のところをごらんください。

今後、平成28年熊本地震からの復旧・復興プランでありますとか、熊本復旧・復興4カ年戦略を着実に進めていくためには、必要なマンパワーを確保することが不可欠です。あ

わせて、地方創生の推進や国際スポーツ大会の準備なども念頭に、県全体の組織体制の整備と計画的な人員確保を行う必要がございます。

そのために、大きく4つの取り組みを進めることとしております。

(1)から(4)に並べておりますけれども、まず(1)震災対応等に必要な行政体制につきまして、新規採用者の確保に加え、引き続き、全国の都道府県に対し派遣職員を求めるとともに、任期付職員の採用、さらには民間委託も進めるなど、あらゆる手法を使って人員の確保を行ってまいります。

(2)につきましては、通常業務の見直しでございます。復旧、復興に最優先で取り組み、人員の重点化を図るため、全庁を挙げて継続的かつ大胆に通常業務の見直しを進めてまいります。

(3)につきましては、柔軟な組織、人員体制を整備するために、一時的な業務増や専門的な業務に対する任期付職員の積極的な活用などに取り組んでまいります。

4番目は、年齢別構成の平準化にも取り組んでいきたいということで、民間企業等経験者の採用を通じて、年齢構成の偏りを是正していきたいと考えております。

2の現在の取組みのところをごらんください。

左側に、(1)他都道府県からの派遣職員の状況を書かせていただいております。

平成29年1月1日現在で、派遣職員の総数が100人、38都道府県から来ていただいております。

午前中の氷室委員の御質問の中でこの数字が出てまいりまして、あわせて、29年度が112人ほど見込むということを申し上げました。

この資料の中では、一番下の表の29年4月の欄を見ていただきますと、括弧書きで、うち他県派遣職員112という数字を上げさせて

もらっております。

それから、午前中御質問のときにお答えができておりませんでした、震災直後の短期応援で他県から5万人弱の方々が見えられていたという時期のことにつきまして、ピークの人数の御質問がありましたので、あわせてお答えさせていただきます。

5月の連休明け、5月9日前後ぐらいに700人を超える規模になっておりましたのがピーク時ということになっております。

続きまして、右側(2)任期付職員の採用の状況のところをごらんください。

平成29年4月1日付での採用を予定しております。採用職員の総数が78人ということで、事務39人、技術39人の採用を予定しておりますところでございます。

これらの取り組みを踏まえまして、3番、知事部局職員数等の見通しということで書かせていただいております。任期付職員と他県からの派遣職員を含むという形になっております。

28年の4月の実績のところを見ていただきますと、4,108人となっております。この体制から、震災対応のマンパワーを確保した上で、29年4月の見込みが4,299人となっております。以後、同様に震災の対応が続いてまいりますので、30年4月、31年4月と、記載のとおり的人数を想定しているところがございます。

32年以降につきましても、なお人員増が必要な時期が続くかと思っておりますが、31年度が国際スポーツの年になっておりますので、その分は若干減って、32年4月の見込みが4,137人となっているところがございます。

以上、人事課からの報告でございました。よろしく願いいたします。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

報告資料の川辺川ダム問題についてをごらんください。

去る12月26日に、第6回球磨川治水対策協議会を開催しました。

球磨川治水対策協議会では、これまで検討した引堤とか堤防、かさ上げあるいは遊水地等、9つの治水対策案の取りまとめとパブリックコメントの実施方法について意見交換を行いました。

会議では、9つの対策を単独で実施したとしても、目標とする昭和40年7月洪水と同規模の洪水に対応することはできないとの認識を共有し、市町村からは、それぞれの地域への影響に対する懸念等につきまして、さまざまな意見が出されました。主な意見は、下段にまとめておりでございます。

裏面をお願いいたします。

パブリックコメントについては、9つの治水対策案の検討方針に対する意見や他に有効な対策案がないかどうかの意見を、去る1月6日から2月6日まで、流域市町村在住者を中心に募集しました。現在、最終的な取りまとめを集計中でございます。

今後、パブリックコメントの結果を取りまとめ、次年度以降、複数の対策の組み合わせ案について検討を行ってまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○高木健次委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

今の報告に係る質疑はありませんか。

○荒木章博委員 創造的復興に向けた重要項目に書いてある4番の熊本城復旧ということで、当然、19年の国際スポーツ大会までに、熊本市とともに復興のシンボルとして天守閣を復旧すると書いてありますけれども、できれば、私は、国際スポーツ大会までに——もちろん、目標はあるんです。熊本城周辺とい

う形で、まあ石垣は文化庁だし、公園全体は国交省だし、やっぱり天守閣は熊本市ですから、熊本県の役割というのは非常に、この3つを調整するような役目だと僕は思うんですよ。ですから、非常に天守閣というだけにとどまればこの文言でいいと思うんですけども、やっぱり含めて全体的に熊本城周辺一帯を早期に整備するということをやっていたらいいなと思ったんですけども、これはもうできていますから、要望にしておきます。

以上です。

○小杉直委員 荒木委員の質問とまた関連してきますが、③阿蘇へのアクセスルート、これは重点項目の一つですね。これが、数日前の報道に、大体の目安の年度が載ったんですけどいい。あれは、県から発表しとつとだろうか、国交省から発表しとつとだろうか。どういうふうな、何というか、裏づけでああいう年数が載ったとつとだろうか。

○府高政策調整監 知事公室付でございます。

阿蘇へのアクセスルートについては、おっしゃったとおり、3月11日の新聞で発表していたと思います。これについては、新聞情報で申しわけありませんけれども、国からの発表だというふうに認識をしております。

○小杉直委員 そうすると、私だけが知らぬとかもしれんばってんが、国からの発表があって、我々にも、国の見通しはこうだという連絡はしてもらおうかな。

○府高政策調整監 知事公室付でございます。

済みません、そこは、私、把握していません。土木のほうに確認して、また後で御回答したいと思います。

○小杉直委員 というのが、しょっちゅう聞かるつとですよ。いつごろ開通しますか、いつごろトンネル工事が終わって、ミルクロードの新しい道路ができますかと。

1つは、県外の人、観光客の方は、あそこのミルクロードとの交差点を真つすぐ行ってしまうわけですね。大分進んでから行きどまりとなって、引き返してミルクロードに入っていくと。これはもう土木に言いましたので、わかりやすい立て看板をつくりましょうと、国交省と話して。だけん、いろんな方が大変関心の大きい道路の開通とか新設ですから、国交省が発表したならば、我々にも連絡するのが普通じゃないかな。

○府高政策調整監 知事公室付でございます。

きょう、先生から御指摘のあったことは、土木部のほうにもしっかりと伝えまして、次からそういうことがないようにしたいと思います。

○小杉直委員 土木部所管になると。ここに書いてあるど。何か「県として最大限の働きかけを行い、国と連携して早急な復旧を図る」というのをあが説明したつとでしょう。

○府高政策調整監 はい。

○小杉直委員 私は、これに関連して質問しよるとだけん。看板の件は、もう土木に言わぬでいいですよ。もう私と土木部で話は終わっていますから。私が質問する意味、わかる。

○府高政策調整監 済みません、申しわけありません。もう一度お願いします。

○小杉直委員 なら、総務部長、あがちよ

っと何か。企画振興部長でもよかけど、私の質問に。

○坂本知事公室長 知事公室長です。

済みません、復旧、復興については、復興の本部会議というのをやっておりまして、その中で、横の連携を図りながら全体やっておりますけれども、例えば住まいの再建については、健康福祉部であったり、土木部であったりということが主管としてやっております。そういうのを全てわかりやすい形で取りまとめて、我々のほうから、阿蘇の復興——本部のほうからですね、発表していくということで考えています。

そういう意味では、ロードマップ28項目を出しましたけれども、その中で、特に、先生も先ほどおっしゃったとおり、阿蘇へのアクセスとかいうことについては、県民の方々皆さんお知りになりたいということで、我々も、そういう情報を、いつまでに何をするとというようなことを明確にして県民の方々にお伝えし、なおかつ、そういう情報を共有していきたいということで考えておるところです。

ただ、実際やっておりますのが、国交省の事業としてやっているということで、その窓口になっています土木部から、なかなか、国交省のいつまでに何をするとという情報を、我々もつかむことができておりませんで、実は、その契約が調って、いつまでの工期であるトンネルをすとかいうようなことがわかったのが、その先日ということでした。

ただ、まだ開通がいつとか、供用開始がいつとか、そういう情報は出ておりません。そういう中で、出てきた情報を整理しまして、県民全体で共有できるように情報を発信していきたいと思っておりますが、済みません、そういうところの連携が不足しておりますので、ここに書いておりますように、国と県と連携して早期の復旧を図るということで、今

後努めていきたいと考えているところです。

○小杉直委員 ちょっとくどくなって恐縮ですばってんね、この阿蘇へのアクセスルートについては、県民のみならず、国内外の観光客等も一番、一番というか、大きい関心があるわけですが、それは国交省が発表したことを報道が流したのは間違いない、国交省が発表したのは、手を挙げて答えんかいた。

○坂本知事公室長 実は、その新聞の前の情報も、我々、ちょっと把握しておりません。申しわけありません。新聞記事で確認したような状況です。国交省からの発表だったと考えています。

○小杉直委員 国交省の発表ですという答えと国交省の発表だったかもしれないという2つの話ば聞きよるが、少なくとも、この報告事項にこう書いとるならば、この中のあらましぐらいは知って、大体の質問には答えるぐらいなからぬかぬですよ。

前回の質問でも、ある委員からやかましゅう言われたところのあるばってんが、そういうところがやっぱりちょっと大事な視点が曖昧というか、甘さがあつとじゃなか。

我々が県民と観光客の目線に立って考えるならば、いつ開通するとだろろうかと。今の状態ならば、事故の起きたり、通行どめになったりするなら困るなとか、間違つて真つすぐ行つたりとかいろいろあるわけです。坂本さんが所管するところならば、ちょっとえらい珍しかなと思うぐらいだけん。後日、また説明ばしてはいよ。よかです。

○高木健次委員長 今の件については、やっぱり小杉先生言われるとおりでと思います。新聞よりも我々のほうが遅いとか、そういうことではやっぱり県議会の意味が、意義がなくなると、私のほうもそういうふうに思いま

すので、今後、やっぱり国、県、市町村はもちろんですけれども、しっかり県が主導をとって、連携をきちっとやっていかないと、非常にこういう問題は、先般の委員会からも出ておりましたとおり、一番大事なところの部分だろうと思いますから、私のほうからもしっかりこれは要求をしておきますから、よろしく願いしておきます。

ほかにありませんか。

○河津修司委員 今のと同じ話なんですけれども、これは重点項目10項目で、平成31年度に到達イメージ案としてありますよね。31年に到達イメージとしたら、ここで、まだ早期の復旧を図るとか、国と連携してというこの書き方は何か、31年度にはここまで到達していますということ載せるのかなと思っているけど、これじゃ今の段階でしかないんじゃないかなと思いますが、どうなのでしょう。

○府高政策調整監 知事公室付です。

御指摘のとおりでございます。まだここで31年度の到達イメージを描き切れてないところがございますので、ここはしっかり描いた上で、今後、内容については、把握状況について、更新した上でお知らせしたいと思っております。ここは、あくまで現時点ということでございます。

○河津修司委員 この4月の中旬を目途にしてありますよね。そうしたら、そこで果たしてその31年度到達イメージと大体のあれが——阿蘇へのアクセスだったら、今国道57号が一番関心があるかと思うんですが、もともとの立野で崩壊しておるところのなくなっている国道57号、JRも含めてですが、阿蘇へのアクセスをという話なら、大体その辺で、この3月ぐらいで大体のめどが立つのか、まだ立たないんじゃないのかなと思うわけなんですけど、それで4月の中旬を目途にという話

は、何か合わないんじゃないかなと思います。

○府高政策調整監 知事公室付でございます。

先ほど1枚のペーパーの中で説明しました、4月の中旬というのは、復興ウイークの中でシンポジウム等も開催しますけれども、その中で、きょう御説明した10項目以外、ロードマップということで前回28項目をお知らせしておりますけれども、そちらの進捗状況についても、まずお知らせしたいということでございます。

ただ、阿蘇へのアクセスルートにつきましては、先ほど公室長の坂本からも申し上げましたとおり、国の情報収集をしながら、わかる限りでお知らせしたいというふうに思っております。

○河津修司委員 ということは、先ほども言ったとおり、平成31年度末の到達イメージといっても、ちょっと具体的にイメージにならないということなんですか。

○府高政策調整監 知事公室付です。

阿蘇へのアクセスルートにつきましては、最大限情報収集はしたいと思っておりますけれども、4月の中旬、どこまでお示しできるかというのは、これから調整させていただきたいと思っております。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○小早川宗弘委員 創造的復興に向けた重点項目ということで、9番、八代港のクルーズ拠点整備というふうなことで項目の中に入れていただいて、地元として非常にうれしく思っております。

もちろん、御承知のとおり、今後クルーズ船が、ことしは70隻、今後は耐震岸壁、専用

船の岸壁をつくってから、年間150日以上は専用で使えるようなというふうなことで整備を進めていかれると思いますけれども、かなり多くの方が八代港にやってきていただけると思いますので、熊本県全体にこの経済効果というものが波及するようにしっかりと検討していただいて、この活力をやっぱり創造的復興につなげていただきたいというふうに思います。

特に、再来年ですか、国際スポーツ大会がある年は、この前新聞でも載っておりましたけれども、世界一美しい船と言われているクイーン・エリザベス号が入ってくるということで、これは熊本初ですよ。私も見たことはありませんけれども、名前は聞いたことがありますけれども、この船が入ってくるということになると、県民の皆さん方も非常に喜んでいただけるのかなと、あるいは九州各県からこの船を見にやってこられるのかなというふうに思いますので、どうかそういった経済的な効果とかいう部分をしっかりと考えて、各種施策を進めていただきたいと思います。要望です。

以上です。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

ここで、私のほうから、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました、平成28年度総務常任委員会における取り組みの成果について、お手元に配付のとおり、案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取り組みの成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案等の中から、取り組みが進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

当委員会としては、5項目の取り組みを挙げた案を作成いたしました。

ここに挙げた項目は、いずれも、委員会審議により、取り組みが進んだあるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等をおこなわれますが、これらの項目を特に具体的な取り組みが進んでいるとして取り上げました。

それでは、この案につきまして、何か御意見等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 では、この案でホームページへ掲載したいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、ほかに委員の先生方から何かございませんか。

○荒木章博委員 もうこれで委員会も終わるわけですが、県が取り組む地震、いろんな補助については、市町村と連携をとられて、言いましたけれども、住宅耐震とかコミュニティとか、もう不都合がないように、一律でやっていただきたいと思います。要望です。

終わります。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第8回総務常任委員会を閉会します。

午後1時58分閉会

○高木健次委員長 なお、本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

きょうは、本年度最後の委員会、無事に終了することができまして、大変お礼を申し上げます。

振り返りますと、28年度、4月の熊本地震に始まりまして、この委員会は、発災直前に委員会が結成されまして、28年度当初から、地震対応といいますが、熊本の復旧、復興に向けて、いろいろと皆さん方の力をいただいて委員会をしてきたというふうに思っております。

緒方副委員長を初め委員の皆様方、本当にこの委員会に対しまして、多大なる御協力とお世話になったことを、委員長として心からお礼を申し上げます。

なおまた、池田総務部長、島崎企画振興部長初め、執行部の皆さん方におかれまして、本当に発災直後から、28年度は地震対応、初動対応に追われまして、それこそ不眠不休で熊本の復旧、復興に頑張ってくださいました。そのほかにも、県政の課題等に一生懸命、我々のこの委員会に対しまして、丁寧なる御説明等をいただきまして、この委員会が本当に進歩した委員会となったというふうに思っております。

ただ、これからもやっぱり復旧、復興にはまだまだ日にちがかかるというふうに思います。この委員会後も、皆さん方のそれぞれの所属する部署で、熊本の復旧、復興をなし遂げていただきますよう、そして、熊本の問題、課題等につきましても、本当に今まで以上のお力添えをいただければありがたいというふうに思っております。

また、今年度、5名のこの委員会の関係の方が退職をされるということを知っております。どうぞ、退職をされましても、熊本県の発展のために、一生懸命いろんな角度から応援をしていただけるならばありがたいというふうに思っておりますので、皆さん方のこれからの御活躍を心から御祈念を申し上げますというふうに思っておりますので、よろしく

お願い申し上げたいと思います。

挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

それでは、緒方副委員長のほうからも御挨拶をお願いします。

○緒方勇二副委員長 それでは、一言御挨拶を申し上げます。

高木委員長のもとで、1年間、委員会運営に務めてまいりました。委員の皆様方には、大変御指導、御鞭撻を賜りまして、まことにありがとうございました。

また、執行部の皆さん方におかれましては、発災直後から、県民の皆様が恐れ、おのく中であって、安心感を与える対応をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

これからまだまだ乗り越えなければならないハードルもたくさんございますが、皆さん方とともに、県政発展のために相努めてまいりたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます、御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○高木健次委員長 以上で終了しますが、今回、5名の方が退職をされますので、一言ずつ御挨拶をいただければありがたいというふうに思います。

（総務事務センター長、会計管理者～議事課長の順に挨拶）

○高木健次委員長 どうも皆さんありがとうございました。

これで終わります。

午後2時6分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長